

# 平成21年第2回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成21年3月2日（月曜日）

## 議事日程（第1号）

平成21年3月2日（月）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 施政方針演説
- 第6 議案第1号から議案第88号
- 第7 請願第1号から請願第4号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（28名）

1番	松本正勝	君	2番	中川直美	君
3番	中村剛一	君	4番	白杵克身	君
5番	金田淳一	君	6番	浜田正敏	君
7番	廣瀬	擁君	8番	小田純一	君
9番	小杉邦男	君	10番	大桃一浩	君
11番	中川隆一	君	12番	岩崎隆寿	君
13番	中村良夫	君	14番	若林直樹	君
15番	田中文夫	君	16番	金子健治	君
17番	村川四郎	君	18番	佐藤孝	君
19番	金光英晴	君	20番	猪股文彦	君
21番	川上龍一	君	22番	本間千佳子	君
23番	金子克己	君	24番	根岸勇雄	君
25番	近藤和義	君	26番	祝優雄	君
27番	加賀博昭	君	28番	竹内道廣	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 高野宏一郎 君 副市長 親松東一 君

副市長	甲斐元也君	會計管理者	本間道子君
総務部長	齋藤英夫君	企画財政部長	齋藤元彦君
市民環境部長	金子優君	福祉保健部長	鹿野義廣君
産業観光部長	佐々木正雄君	建設部長	田畑孝雄君
総務部長 (総務課長)	本間進治君	企画財政部長 (財政課長)	山本充彦君
市民環境部長 (市民生活課長)	木下良則君	福祉保健部長 (福祉課長)	樋口賢二君
産業観光部長 (農業振興課長)	金子晴夫君	建設部長 (建設課長)	渡邊正人君
教育長	渡邊剛忠君	教育次長	藤井武雄君
消防長	加藤貴一君	企画振興課長	中川義彦君
情報政策課長	小橋敬膺君	市民課長	佐藤弘之君
廃棄物対策課長	長坂和義君	高齢福祉課長	佐藤一郎君
保健医療課長	曾我久男君	観光課長	田川和信君
生涯学習課長	平間俊雄君		

事務局職員出席者

事務局長	山田富巳夫君	事務局次長	池昌映君
議事調査係	中川雅史君	議事係	谷川直樹君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（竹内道廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第2回佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（竹内道廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、21番、川上龍一君及び24番、根岸勇雄君を指名いたします。
- 

日程第2 会期の決定

- 議長（竹内道廣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 金光議会運営委員長。

〔議会運営委員長 金光英晴君登壇〕

- 議会運営委員長（金光英晴君） おはようございます。今3月定例会の会期日程についてご報告いたします。

去る2月27日に議会運営委員会を開催し、3月定例会の会期及び日程について協議いたしました。その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日3月2日から3月25日までの24日間といたします。日程につきましては、お手元に配付の3月定例市議会会期日程表をごらんください。

本日3月2日、本会議。この後、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の委員会付託を行います。なお、午後1時から第3委員会室で議会報編集特別委員会を開催いたします。

あす3日火曜日は、代表質問です。質問者は7名であります。

4日水曜日及び5日木曜日は、先議案件に係る委員会審査といたしますが、4日午後から各派代表者会議を第2委員会室で開催いたします。

6日金曜日から11日水曜日まで一般質問としますが、6日は一般質問終了後に先議案件の採決を行います。そのため、5日は午後4時に先議案件に係る委員長報告書の配付、質疑、討論を受け付け、議会運営委員会を開催します。なお、一般質問の質問者は16名であります。

12日木曜日の午前中は、行財政改革特別委員会と各派代表者会議とし、12日の午後から23日月曜日までを委員会審査といたしますが、今月中に国の第2次補正予算に係る緊急経済対策案件が成立する見通しであることから、関係法案が可決成立した場合は日程の一部を変更し、補正予算案が追加上程される予定となっております。

23日月曜日は、常任委員会終了後、各派会議、午後4時に特別委員長報告の配付を行います。

24日火曜日は、午前中に議員全員協議会を開催し、午後3時に常任委員長報告書の配付、質疑、討論の受け付けといたします。

そして、翌25日水曜日を最終日とします。なお、最終日の本会議は午後2時の開会といたします。  
以上であります。

○議長（竹内道廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今期定例会の会期は、本日から3月25日まで24日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は24日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（竹内道廣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略をいたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（竹内道廣君） 日程第4、行政報告並びにその他の報告事項について一括して市長から報告を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。平成21年第2回市議会定例会に当たりまして、平成20年第7回市議会定例会以降の行政経過からご報告申し上げます。

初めに、佐渡・羽田間直航便就航に向けての要望及び署名活動についてご報告申し上げます。佐渡・羽田間直航便就航のための羽田空港発着枠や運行母体の確保について去る1月23日、佐渡市は市議会とともに県議会議長へ要望書を提出し、今後の県議会における支援を要請してまいりました。また、1月16日から2月6日にかけて佐渡新航空路開設促進協議会では佐渡・羽田航空路の実現と佐渡空港の拡張整備を求める署名を全島で実施したところ、5万7,217名の方々からご協力をいただきました。この署名は、2月12日に新潟県知事と国土交通大臣へ提出し、佐渡島民の決意を訴えてきました。今後、国では羽田空港発着枠の配分基準検討懇談会の中で発着枠の配分基準見直しを進めていきますが、佐渡市の立場を理解していただけるよう、さらに働きかけを強化していきたいと考えております。ご署名いただいた方々には、この場をかりて御礼申し上げます。大変ありがとうございました。

次に、農業の振興についてご報告申し上げます。本年度は朱鷺と暮らす郷づくり認証制度を立ち上げ、認証米を先頭にJ A等との連携のもと佐渡米の販売促進に努めた結果、1,500トンの認証米はもとより、約2万トンの主食用米も全量完売の見通しとなりました。しかしながら、米の販売環境は今後、より一層厳しくなることが予想されることから、平成21年産米につきましても本年同様、市が先頭に立ってその販

売促進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、その他の報告事件についてご説明申し上げます。報告第1号及び報告第2号の専決処分  
の報告につきましては、議会の委任事項でもあります損害賠償を専決いたしましたので、地方自治法第180条  
第2項の規定により、報告するものであります。

以上で行政報告並びにその他の報告事件についての説明を終わります。

○議長（竹内道廣君） ただいま市長の報告のうち、報告第1号及び報告第2号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

---

#### 日程第5 施政方針演説

○議長（竹内道廣君） 日程第5、市長より施政方針演説を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、施政方針を述べさせていただきます。

平成21年度の当初予算案及びそれに関連する条例案、その他諸案件のご審議をお願いするに当たり、市  
政執行に対する私の所信の一端を申し上げます。

現在、世界は百年に一度と言われる不況に見舞われ、その影響は本市にも及んでおり、雇用不安など厳  
しい経済状況となっています。それを乗り越えるため、今すべきことは、佐渡の宝を活かした産業振興で  
あります。

佐渡には2つの宝物があります。一つは、試験放鳥され日本中の注目を浴びたトキに象徴されるエコア  
일랜드であり、そのブランド力は「朱鷺と暮らす郷づくり認証米」の成功など、産業振興に波及してい  
ます。もう一つは、世界遺産の本登録実現に向けて前進した佐渡金銀山に代表される歴史・伝統文化です。  
これらを活かして、今まで磨いてきた佐渡ブランドに一層の磨きをかけ、一次産業を中心とした産業の活  
性化に結びつけていきます。

そのためにも、若い力・新たな力を佐渡に結集させていくことが重要であり、新潟大学との包括連携協  
定の締結は、大変意義深いことであります。

厳しい局面に立ち向かっていく佐渡の姿は、日本全国のみならず世界を勇気付けることができると考え  
ます。私たちが持つ無限の可能性を信じ、市民と行政が一体となり、すべてを佐渡の未来と子どもたちの  
ために、「豊かな自然、薫り高い文化、活気あふれる新しい島づくり」を目指して全力を尽くします。

#### 【1】環境と共生するまちづくり

##### （1）トキとの共生

今秋には群れを形成しやすいとされる「ソフトリリース」で放鳥し、トキが自然に飛び立つのを待つ方  
法が計画されています。トキが野生で定着できるように、トキビオトープ等整備事業を拡充して、餌場な  
どの生息環境の整備を更に進めていきます。

また、トキを市民の手に取り戻すため、トキと共生する佐渡を全国に発信し、農業や観光にも連動した

活性化策を展開していきます。

さらに、地域づくりの拠点であるトキ交流会館の機能を拡充し、産学官が一体となって施策を構築する体制を確立します。

## (2) 環境意識の向上

「美しい島佐渡・人とトキが共に生きる島づくり」に向け、新潟大学と連携を図り、佐渡の自然を活用した「環境教育リーダー研修会」等を開催し、指導者の養成とパートナーシップを構築し、環境意識の向上を図ります。

また、「美しい島佐渡・エコアイランド推進協議会」と連携を図り、環境保全活動に取り組む個人等を表彰する「環境賞」を制定します。

地球温暖化対策として、市独自のカーボン・オフセット制度を構築し、トキの営巣木につながる森林整備に県と連携して取り組みます。

## (3) より良い景観づくり

景観法に基づいた景観計画の策定に取り組んでいます。歴史・文化・自然の分野において、後世に残さなければならない多くの重要な資産を守るだけでなく、周辺にある建物など、景観に悪影響を及ぼす物件・行為について景観形成基準を設けます。

## (4) ごみの減量とリサイクルの推進

廃棄物の処理対策については、25年度までに可燃ごみの5割削減を目指し、施設の効率的な運営と環境への負荷の低減を図ります。

「レジ袋有料化等の取組みの推進に関する条例」を本年度から施行し、「レジ袋ゼロ運動」の推進、新規協力店の拡大及びマイバッグ持参率の向上を図る等レジ袋の削減を進めます。

ごみの再資源化としては、本年度からペットボトルの収集を市内全域に拡大するとともに、分別収集に新たにプラスチック類を加えます。

「ポイ捨て等の防止に関する条例」を本年度から施行し、地域の環境美化と快適な生活環境を維持し、美しい島づくりを進めていきます。

## (5) 新エネルギーの促進

新エネルギーの導入については、「エネルギーの地産地消」を目指し、太陽光を始めとする再生可能エネルギーによる発電や木質バイオマスを推進しています。

E V・p H Vタウン構想に基づき、電気自動車、プラグインハイブリット車等の普及・啓発を行うための推進協議会を設置します。本年度、率先して公用車に電気自動車を導入し、法人・個人向けには導入支援を行います。

# 【2】豊かな暮らし、魅力と活力のあるまちづくり

## (1) 農業の振興

昨年に引き続き、市が率先してJ Aや関係機関、生産組織との連携の下に、「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」による、環境保全型農業の推進と佐渡米の販売促進に努めます。おけさ柿や洋ナシ等の農産物や佐渡産牛乳についても、「環境にやさしい島・エコアイランド佐渡」によるブランド化を推進するなど、販売戦略を構築します。

畜産事業については、市営牧場の再編整理計画を作成して順次取り組むとともに、畜産業への新規参入等について積極的に推進します。

#### (2) 林業の振興

関係団体と連携して遅れている人工林の間伐作業を推進します。

また、島内産材を使用する家具製造等を支援し、市発注事業の木造建物については、柱材、造作材に島内産材・佐渡杉ブランドの全量使用を目指します。

県内生産量の約90%を占める佐渡産「乾しいたけ」については、生産者の高齢化と原木の大径化など栽培環境の変化により、生産量が減少していることから、原木伐採、運搬等の原木調達支援をします。

#### (3) 水産業の振興

昨年2月の高波被害を受けた漁港については、一日でも早く安心して漁業活動ができるよう、早期の復旧を目指します。

周囲を海に囲まれた環境は、水産及び観光の資源として多くを共有しており、観光客への食「水産物」のもてなしや、癒しの水辺の提供等を通じ産業相互の連携を強化し、活性化を図ります。

水産業の活性化は、地域産業の底上げをするものであり、引き続き「寒ブリ・南蛮エビ」のブランド化推進や商品価値の低い魚の加工で付加価値を高めるなど、物的・人的資源や技術・技能を活用します。

#### (4) 観光の振興

観光客の増加には、誘客のターゲットを絞って、観光資源を有機的に結び付けた商品造成や、誘客プロモーションによる宿泊数の増加とリピーター率を上げることが重要となっています。佐渡観光推進戦略会議と連携して、旬の地場産食材による食の提供やおもてなしの向上等、佐渡観光復興につながる受け入れ態勢の充実に取り組みます。

前年度から開始したトキ、山野草などの自然環境を活かしたエコツーリズムや、子ども体験プロジェクトを中心としたグリーンツーリズムを推進し、魅力ある観光地づくりを進めます。

また、両津港北埠頭及び相川市街地に観光情報発信の拠点施設を整備するため、関係機関や地元等と調整をし、早期実現を目指します。

#### (5) 商工業の振興

中心市街地の活性化対策として、空き店舗の有効活用や各種イベントと連携した交流事業等、地域の特性を活かした商店街づくりを引き続き支援します。

産業支援については、優れた地域資源を活用した新事業の創出が有効で、市内の企業情報及び地域資源等の発信とともに、産学官連携による商品開発や、職業紹介による人材の確保に努めます。

#### (6) 地産地消の推進

地産地消については、本年度、取組の基本となる条例を制定して、生産から流通までの体制整備を図ります。学校給食を始め島内消費への野菜の安定的供給体制の確立を目標に、地域振興局、JA、市場及び農家と連携をし、栽培と供給の実証事業に取り組みます。

#### (7) 企業誘致の推進

環境型企業や輸送コストの少ないIT関連業種を中心に、県及び佐渡市東京事務所と連携して企業誘致に努めます。

また、佐渡市地域産業活性化協議会を中心に企業のニーズを踏まえ、企業立地につながる地域の人材育成のためのセミナー等を商工会などの協力を得て実施します。

### 【3】文化を大切に一人ひとりをはぐくむまちづくり

#### (1) 学校教育の充実

子どもが自信と意欲をもって学ぶことができるよう学習の基礎基本の定着を図るとともに、特に算数・数学・英語の学力向上に努めます。あわせて、佐渡に残されている歴史文化・伝統芸能・自然・環境等を学ぶ「佐渡学」を充実させ、その成果を発表していきます。

また、学校に行けないで悩んでいる児童・生徒の解消を図るため、「適応指導教室」や「あおぞらホットライン」の拡充を図り、保護者、児童・生徒へのケアに一層努めていきます。

安全・安心な学校づくりとして、新たに金井小学校の移転改築や前浜、内海府、松ヶ崎の各小中連携校など、統廃合計画の実行に引き続き取り組みます。

また、統廃合計画との調整を図りながら、校舎及び体育館の耐震2次診断を実施し、耐震化を進めていきます。

#### (2) 生涯学習の推進

地域の人材を活用した講座・教室等の充実、自主講座・サークルの育成など、市民の自主的な学習活動を支援するとともに、ホームページ、CNSテレビ等を活用した情報発信を進めます。

また、地域の教育力の向上を目指して、分館活動、青少年健全育成活動、地域子ども会や社会教育関係団体の活動を支援します。

#### (3) スポーツの振興

市民がそれぞれの体力、技術、年齢、趣味など目標に応じて、気軽にスポーツに親しむことができるようスポーツ環境や活動の充実を図ります。そのため、全天候型陸上競技場の整備に着手するとともに、既存施設の整理を見据えた総合体育館建設の検討を進めます。

また、佐渡国際トライアスロン大会、佐渡ロングライド210大会などを支援し、交流人口の増加と佐渡の活性化を目指します。

#### (4) トキめき新潟国体の開催

国体本番の年を迎え、佐渡市会場では、正式競技として軟式野球成年男子とバスケットボール成年男子、デモンストレーションとしてソフトバレーボールとグラウンド・ゴルフを開催します。炬火イベントや花いっぱい運動等で市民の開催気運を盛り上げ、おもてなしの心で選手等を迎えるとともに、佐渡の魅力を全国に向けて発信します。

#### (5) 佐渡金銀山の世界遺産登録

昨年、「金と銀の島、佐渡一鉱山とその文化」が、世界文化遺産暫定リストへの国内候補に決定しましたが、石見銀山遺跡との統合拡大が附帯条件のため、現在、文化庁が中心となり調整を進めています。

今後は、暫定リスト決定の際に指摘された課題を解決するため、石見銀山との比較研究を進めながら、佐渡の特徴を示す史跡、近代化遺産、文化的景観等の13件の構成資産を中心に、価値証明と保存整備を年次的に進めていきます。

#### (6) 地域文化の育成



伝統芸能を始め、歴史・文化遺産の保存、継承、活用は、重要な課題であり、本年度は市民の皆様と協同して、基本方針となる文化振興ビジョンの策定に向けて取り組みます。

民俗芸能の多くは後継者不足であるため、学校や地域、関係団体と連携しながら、市内の小・中・高校生に対しても伝承の場を広げ、活動が継続される社会環境を整えていきます。

また、宿根木で継続している町並み保存事業につきましては、本年度も重点的に、かつ的確にその整備を進めていきます。

#### 【4】自然と調和のとれた安全と安心のまちづくり

##### (1) 佐渡空港の整備と活性化

佐渡空港を取り巻く環境は、昨今大きく変わってきており、その活性化に向けての大きな転換点にさしかかっています。

佐渡一羽田間直行便の就航について、県では検討委員会で議論しており、また、国では22年の羽田空港再拡張に向け、懇談会を設置して発着枠配分基準の見直しを行うこととしています。市としては、県及び佐渡新航空路開設促進協議会と連携しながら直行便の実現に向けて取り組んでいきます。

2千メートル滑走路の整備実現に向けては、空港用地未同意者に対し引き続き交渉を進めるとともに、関係機関に働きかけていきます。

佐渡一新潟間の路線については、県を中心に運航会社の早期確保に向けて、引き続き取り組んでいきます。

##### (2) 島内公共交通体系の整備

新しい公共交通体系を整備するため、前年度に佐渡市地域公共交通活性化協議会を設置しており、本年度は、国の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用しながら、高齢者や学生などの交通弱者にやさしく、効率的で利便性の高い交通体系を具体化していきます。様々な実証実験を行いながら公共交通の利用促進を図るとともに、交通事業者の育成・支援を行い、持続可能な交通体系の構築を目指します。

##### (3) 航路の活性化

前年度に佐渡航路活性化協議会が設置されたところですが、これも国の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用しながら、運賃の低廉化を図るなど、利用者にとって満足度の高い航路サービスを構築していきます。様々な実証実験を通して、新たな観光メニューの創設、サービスの高度化、運賃の多様化、島内二次交通との連携を図り、国・県・航路事業者等と協力しながら、航路の活性化を図ります。

##### (4) 市民と協働した災害・防犯対策

自主防災組織の組織化と育成に積極的な支援を進め、地域防災力の強化に努めるとともに、緊急時の情報伝達手段の構築を検討します。

防犯対策については、家庭や地域の関係機関・団体と佐渡市安全安心まちづくり協会が連携した地域ぐるみの防犯活動を進め、犯罪を未然に防止する環境づくりに取り組みます。

##### (5) 消防体制の充実

新消防本部庁舎については、通信指令センター及び防災センターを併設し、10月から運用開始の予定です。

通信指令センターは、現在4か所で受信している緊急通報を一括受信し、通報位置を地図上に表示がで

き、迅速な出動が可能となります。

また、防災センターについては、防災教育の拠点として活用し、災害時には防災拠点や避難施設として機能します。

消防団については、団員の被雇用化率が8割を超える現状から、「消防団協力事業所表示制度」により、事業所等との協力体制の構築を図り、活動環境の整備と装備の充実に努めます。

#### 【5】健やかで思いやりのあふれるまちづくり

##### (1) 福祉の充実

障がい福祉については、障がいのある人が地域生活に必要なサービスの提供を受けられる体制作りを目指し、相談支援事業の充実と障がい福祉施設が円滑に新体系事業に移行できるよう支援をします。

高齢者福祉については、高齢者がいつまでも元気で介護に陥らないように、運動教室や口腔機能の改善を実施して、介護予防・介護支援に重点的に取り組みます。あわせて、高齢者やその介護家族等に対して、家族介護教室、住宅改修の支援、成年後見制度の利用を進め、地域包括支援センターを中心に事業の推進を図ります。住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地域密着型介護老人福祉施設や認知症対応型グループホームなどの整備を進めます。

また、全島で高齢者等が低料金で安心して公共交通を利用できるよう利便性の高い交通システムの整備に努めます。

##### (2) 子育て支援

本年度、「次世代育成支援後期行動計画」を策定し、行政や関係機関と市民が一体となった次世代を担う子どもたちの育成を進めます。

妊娠から出産まで安全・安心して出産できるよう妊婦健診の公費負担の拡充、分娩費用の補助、妊婦の歯科健診とともに、新生児の紙おむつ排出用にごみ袋を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

また、少子化が進む中、保育園を適正規模にするため、計画に沿った統合を進めるとともに、施設の耐震化調査を進めます。

##### (3) 医療体制の充実

医師確保については、県との共同事業である「県医師養成修学資金貸与事業」の継続や市単独の「医師確保対策プロジェクトチーム」による県内外の医科大学や病院等の訪問を引き続き実施します。

病院経営については、予算や人事など、決定の迅速化や病院の自律性を促すことを目的として、本年度から病院事業に公営企業法の全部を適用し、公立病院改革プランに沿った経営の健全化を目指します。

本年に着工を予定している佐渡総合病院の移転新築に対しては、継続して側面から支援していきます。また、新病院建設に併せ佐渡圏域における医療連携体制の構築に努めます。

#### 【6】住民主役でふれあいとにぎわいのまちづくり

##### (1) 定住の促進

定住対策として、佐渡出身者を始め佐渡準市民とのコミュニケーションを継続的に実施することで交流・定住人口の拡大を図ります。

また、U・Iターン者の受け入れ環境を整備するため、「島暮らしサポーター」等民間の協力も得ながら、無農薬栽培など佐渡の農業を前面に出した体験型短期滞在ができる仕組みを構築します。

過疎化の一因である晩婚化に対する取組としては、地域の活動と連携しながら、独身男女の出会いの場を創出し、結婚促進を図ります。

## (2) 協働での地域再生

限界集落が増加する中、周りの地域が扶助するなど、地域の力を結集し、課題解決に取り組むことが必要になってきています。そのため、広域連携の組織づくりや地域活動の独自性を推進し、個性と魅力ある地域づくりができるよう支援していきます。

大佐渡北部の原生林については、地域の資源として住民の方々や関係者と「保存と活用」の両面から検討し、地域の活性化を図ります。

## 【7】スリムで効率的な行財政のまちづくり

### (1) 効果的・効率的な行政運営

組織・機構の再編については、本庁部署の見直しを始めとし、支所を窓口業務に特化した行政サービスセンターへの移行等、出先機関の見直しを図ります。削減した支所等の人員は、新たな施策展開等に配置していきたいと考えています。

また、地域に密着した総合的なサービスの提供、地域の実情に沿ったまちづくりを進めるべく、「出前市役所」の更なる周知と体制強化に努めます。

### (2) 職員の育成

行政を経営するという視点から、あらゆる分野について根本的な見直しを進めていきます。

事務事業については、総点検を行うとともに、職員にコスト意識の醸成を図るなど、より効率的な行政運営につなげます。

また、職員の発想の転換や資質の向上を図る研修を行うとともに、職員一人ひとりに目標を持たせ勤務意欲を向上させる人事考課制度によって人事管理を行っていきます。

佐渡市が誕生して5年が経過し、節目の年を迎えましたが、依然として市を取り巻く課題は、厳しいものが多くあります。しかし、佐渡市の課題は全国共通の課題でもあり、全国に先駆けた取組をすることにより、ローカル・ガバメントの先進地として、佐渡が注目される大きなチャンスであると認識し取り組んでいきたいと考えています。

2035年には、市の人口が4万人を切ると予測されています。そうした中、人口減少に歯止めをかけるための施策を全力で取り組んでいきますが、予測人口も考慮しながら政策を進めなければならない時期であると考えています。いずれにしても、市の将来像を見据え、島内の議論を喚起し、本年度中にビジョンを策定していきたいと考えています。

市民の皆様並びに議員各位のより一層のご理解とご支援を心よりお願い申し上げまして、平成21年度の施政方針といたします。

---

## 日程第6 議案第1号から議案第88号まで

○議長（竹内道廣君） 日程第6、議案第1号から議案第88号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議長からお許しを得て、上程議案のご説明を申し上げます。

議案第1号 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、平成20年度人事院勧告等による法律の一部が改正されたこと等に伴い、本市の関係する条例の一部改正を行うものであります。その主な改正内容であります。人事院勧告に対応するものとして、一般職の1日の勤務時間を国に準じて現行の8時間から7時間45分に改正すること、医師の人材確保を図るため、初任給調整手当の支給限度月額を現在の30万6,900円から41万900円に引き上げること及び国の施策による介護従事者の処遇改善に対応するものとして、介護職員の夜間勤務による特殊勤務手当の額を引き上げるための改正であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第2号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、平成20年12月市議会定例会で議決された佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例が平成21年4月1日に施行されることに伴い、支所及び出張所に関する規定の文言整理のために必要な条例改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第3号 佐渡市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方自治法施行規則の一部を改正する政令の施行に伴い、条文の文言の一部を改正する必要が生じたので、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第4号 佐渡市行政財産目的外使用条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、行政財産の目的外使用料について、両津、相川、新穂、赤泊地区の小中学校及び保育園については個別の算定基準を設けておりましたが、利用実態が余りないことを踏まえ、その規定を廃止する改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第5号 佐渡市統計調査条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、統計法の全部改正により、新法の用語に合わせ文言を整理するために、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第6号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、保険料の徴収の特例として、平成21年度においても普通徴収の暫定賦課を行わないこととするために本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第7号 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、リサイクルの推進を図り、資源となるごみを分別してごみの減量化を進めるため、アルミ缶、スチール缶、飲料用瓶、ペットボトルの収集運搬及び処分に係る手数料を無料にし、また特定家庭用機器再商品化法施行令の改正に伴い、特定家庭用機器のクリーンセンターへの直接搬入に係る品目を追加し、その処理手数料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第8号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、昭和49年から運営してきました歌代保育園について、施設の老朽化の進行と園児数の減少から当該施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第9号 佐渡市両津健康保養センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

て。本案は、佐渡市の健康保養センター運営見直しにより、両津健康保養センター湯元を廃止するため、設置条例を廃止する条例の制定をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第10号 佐渡市保養施設いこいの村佐渡の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、公共施設の見直しに伴い、保養施設いこいの村佐渡を廃止するため、設置条例を廃止する条例の制定をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第11号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険法の規定に基づく第4期介護保険事業計画及び介護保険法施行令の関係法令改正に伴い、平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者保険料率を改正するものであります。この新保険料率は、本市の高齢化の進展から、要支援、要介護認定者の増加、施設整備等に伴う介護給付費が増加する見込みであるため、基準となる保険料の月額で4,200円、前年度までの保険料月額より900円の引き上げを行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第12号 佐渡市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について。本案は、介護従事者の処遇改善等を目的に、平成21年度から介護報酬が増額改定されることに伴い、この改定による介護保険第1号被保険者保険料への影響を抑制するため、国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を原資に新たに基金を創設し、年次的に介護保険特別会計に繰り入れ、第1号被保険者保険料の軽減に充てるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第13号 佐渡市老人休養ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、老人休養ホームこがね荘を直営管理するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第14号 佐渡市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、真野老人福祉センター寿楽荘を直営管理するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第15号から議案第18号までは関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第15号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の制定について、議案第16号 佐渡市病院事業の使用料及び手数料条例の制定について、議案第17号 佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議案第18号 佐渡市病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。以上4議案は、本市病院事業に地方公営企業法の全部を適用し、企業として必要な経済性と機動性を十分に発揮させることを目的に提案するものであります。ただし、事業を統括する管理者については置かないこととし、市長が管理者の権限を行うこととするものであります。また、両津病院及び相川病院の病床数を現行医療従事者数で対応できる病床数に変更することにします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第19号 佐渡市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、新穂就業改善センターを直営管理とするため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第20号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、県営中山間地域総合整備事業により建設された坊ヶ浦活性化センターについて、新潟県

より譲与されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第21号 佐渡市素浜青少年海の家を設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、素浜青少年海の家を直営管理するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第22号 佐渡市営佐和田駐車場条例を廃止する条例の制定について。本案は、公共施設の見直しの結果、佐渡市営佐和田駐車場を廃止し、当該土地を地権者に返還するため、条例を廃止する条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第23号 佐渡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する政令が施行されることにより、本市の特例公共賃貸住宅の入居者の資格要件を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第24号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、近年の全国的な地価水準の下落を勘案した道路法施行令の一部改正による道路占用料の改定が行われたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第25号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、前浜簡易水道及び両津北部簡易水道における起債償還額の変更に伴い、水道料金を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第26号 佐渡市漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成18年度から進めてきた江積・田野浦地区の漁業集落排水施設の整備が整い、平成21年4月から使用可能となることから、本条例に当該排水施設を追加するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第27号 佐渡市語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方自治法第203条の2の規定に基づき、外国青年招致事業による語学指導を行う外国語指導助手について非常勤特別職として報酬等を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第28号 佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、学校教育法及び幼稚園教育要領の内容を踏まえ、職員の規定について所要な改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第29号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県が設置し、これまで佐渡市が事務の委託業務を行ってきた佐渡スポーツハウスのプール棟及び人工芝テニスコートの施設が平成21年4月1日から市に譲与されることに伴い、既に譲与されている体育館及び管理棟とあわせて社会体育施設として管理するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第30号 佐渡市歴史的景観条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、題名を佐渡市宿根木地区歴史的景観条例に改めるとともに、文化財保護法の一部改正に伴う条の繰り下げなど本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第31号 佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市の組織改編及び佐渡市消防本部新庁舎の建設に伴い、国仲地区の消防拠点施設を一元化するもので、庁舎の位置及び管轄区域に変更が生じることから、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第32号 佐渡市土地開発公社定款の変更について。本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、佐渡市土地開発公社定款の文言整理を行うものであります。変更の内容につきましては、平成21年2月10日に開催されました佐渡市土地開発公社理事会において議決されており、それを受けまして、同公社から公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を求められたものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第33号 両津辺地、相川辺地、佐和田辺地、金井辺地、新穂辺地、真野辺地、小木辺地及び赤泊辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（平成19～21年度）の変更について。本案は、平成19年度から平成21年度を計画期間とする辺地に係る公共的施設の総合整備に関する財政上の計画に変更が生じたため、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条第5項の規定により、総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第34号 新潟県から佐渡市への新潟県佐渡スポーツハウスの管理及び運営に関する事務の委託の廃止について。本案は、新潟県佐渡スポーツハウスのプール棟及び人工芝テニスコートが平成21年4月1日から佐渡市に譲与されることに伴い、地方自治法第252条の14の規定により、新潟県から佐渡市への事務の委託を受けることを平成21年3月31日限りで廃止することについて議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）。本案は、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、申請のあった団体を指定管理者として指定したもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第36号から議案第49号については、同趣旨の内容でありますので、一括してご説明をさせていただきます。議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について（総合福祉センターしゃくなげ、両津デイサービスセンターしゃくなげ）、議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターたんぼぼ）、議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターいわゆり）、議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野デイサービスセンターやわらぎの里、畑野高齢者生活福祉センターやわらぎの里）、議案第40号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木デイサービスセンターつくし、小木短期入所施設つくし）、議案第41号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊デイサービスセンターやすらぎ）、議案第42号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野農林漁業体験実習館潮津の里）、議案第43号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木特産品開発センター）、議案第44号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、高齢者生産活動施設羽茂だんらの家、羽茂ふるさと資源活用施設ポ

アール妹背、羽茂森林総合利用休養館ウッドパレス妹背)、議案第45号 公の施設に係る指定管理者の指定について(赤泊自然休養村管理センター)、議案第46号 公の施設に係る指定管理者の指定について(ドンデン山荘)、議案第47号 公の施設に係る指定管理者の指定について(佐和田森林公園オートパークさわた)、議案第48号 公の施設に係る指定管理者の指定について(小木ダイビングセンター)、議案第49号 公の施設に係る指定管理者の指定について(赤泊ふるさと会館)。議案第36号から議案第49号までの公の施設に係る指定管理者の指定については、指定基準等々見直しを行い、再提案するもので、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、選定した団体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第50号 北小浦漁港北防波堤漁港施設災害復旧工事(第3工区)請負契約の締結について。本案は、北小浦漁港北防波堤漁港施設災害復旧工事(第3工区)請負契約について、平成21年2月17日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第51号 財産の無償譲渡について(築地・浜田集会所)。本案は、普通財産として管理し、これまで無償貸し付けをしてきた施設であります。このたび浜田自治会と協議が調いましたので、無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第52号 財産の無償譲渡について(観光農林漁業経営管理所)。本案は、普通財産として管理し、これまで無償貸し付けをしてきた施設であります。このたび戸地集落との協議が調いましたので、無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第53号 財産の無償譲渡について(第二分館)。本案は、普通財産として管理し、これまで無償貸し付けをしてきた施設であります。このたび湊町内会との協議が調いましたので、無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第54号 財産の無償譲渡について(旧赤玉小学校体育館)。本案は、普通財産として管理し、これまで無償貸し付けをしてきた施設であります。このたび赤玉集落との協議が調いましたので、無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第55号 財産の無償譲渡について(漁具倉庫、ウインチ小屋)。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、昭和57年度、58年度に旧小木町が小木漁港内において整備した漁具倉庫等を佐渡漁業協同組合に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第56号 三宮財産区有財産の無償譲渡について。本案は、佐渡市三宮財産区の所有する墓地等の財産を地元認可地縁団体である三宮区民会へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の



規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第57号 大久保財産区有財産の無償譲渡について。本案は、佐渡市大久保財産区の所有する墓地等の財産を地元認可地縁団体である大久保自治会へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第58号 訴えの提起について。本案は、佐渡クリーンセンター建設工事の入札談合に係る損害賠償請求について、川崎重工業株式会社は当市の請求に応じられないとしていることから、同社に対して損害賠償請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第59号 市道路線の認定について。本案は、国道350号バイパス工事に伴う県道路線変更により、現在の県道部分を市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第60号 市道路線の廃止について。本案は、杉野浦10号線について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認められることから、廃止をしたいので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第61号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について。本予算案は、規定の歳入歳出予算からそれぞれ1億5,546万3,000円を減額し、予算総額を455億7,266万2,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では地方交付税や財産収入などを増額し、県支出金、繰入金及び市債などを減額するとともに、歳出では事業の確定及び諸経費の年度内所要見込額の算定に基づき、事業費の増減をするほか、道路除雪経費に1億5,762万4,000円を追加するなどの補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第62号 平成20年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,191万1,000円を追加し、予算総額を72億7,669万6,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入で国庫支出金、県支出金を増額し、共同事業交付金を減額するとともに、歳出では総務費、保健事業費を減額し、基金積立金、諸支出金などを増額するものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第63号 平成20年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、規定の歳入歳出予算からそれぞれ1億3,826万9,000円を減額し、予算総額を6億7,813万7,000円とするものであります。その補正内容は、歳入では後期高齢者医療保険料、繰入金を減額し、国庫支出金を新たに追加するとともに、歳出では総務費を増額し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第64号 平成20年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,340万円を追加し、予算総額を62億7,383万円とするものであります。主な補正内容は、平成21年度から介護従事者の処遇改善のために引き上げられる介護報酬に係る介護従事者処遇改善臨時特例交付金と、これを財源とした介護従事者処遇改善臨時特例基金の積立金を計上するとともに、介護給付費及び地域支援事業の実績見込みに基づき、予算補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第65号 平成20年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1億4,539万6,000円減額し、予算の総額をそれぞれ19億8,937万4,000円とするものであります。主な補正内容は、維持管理費を増額し、建設改良費を減額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第66号 平成20年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ275万7,000円減額し、予算総額をそれぞれ49億1,182万1,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では繰越金の増額により、繰入金と市債を減額するもので、歳出では流域下水道費を減額し、下水道管理費を増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第67号 平成20年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ70万円を追加し、予算総額を1,977万5,000円とするもので、土地開発基金利子の積み立てを行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第68号 平成20年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ400万円減額し、予算総額を4億5,520万円とするものであります。主な補正内容は、歳入ではサービス収入、寄附金を増額し、基金繰入金を減額するもので、歳出では施設費の一般管理費、介護サービス費を減額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第69号 平成20年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ337万1,000円減額し、予算総額を309万1,000円とするもので、造林事業受託事業の減などによるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第70号 平成20年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的収支において収入を3,384万5,000円、支出を6,424万8,000円それぞれ減額、また資本的収支において収入を3億9,386万円、支出を216万円増額するものであります。主な補正内容は、患者数見込みの修正に伴う収支の減と病院改革プラン策定により認められる企業債の増であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第71号 平成20年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、決算見込みによる収入収支の見直しによるもので、収益的収入及び支出について収入の既決予定額を2,476万円減額し、収入総額を11億3,427万1,000円に、支出の既決予定額を230万円減額し、支出総額を10億8,940万6,000円とするものであります。一方、資本的収入及び支出について、収入の既決予定額を1億7,105万4,000円減額し、収入総額を11億165万3,000円に、支出の既決予定額を1億1,030万9,000円減額し、支出総額を17億3,098万1,000円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第72号 平成21年度佐渡市一般会計予算について。国は平成21年度予算で、地方財政について安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保し、地方再生策の考えのもと、地域間の財政力格差に対応するため、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分するところですが、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることは変わりません。こうした財政状況の中、本市の平成21年度予算案は予算規模で408億円となり、平成20年度当初予算に比べ、16億円、率にして3.8%の減となりました。歳入では、市税収入の伸びが期待できない中で、新たに雇用情勢や経済、財政状況の厳しい地域に重点的に配分するところとした地域雇用創出推進費などを勘案して地方交付税を予算計上したもの

であります。また、歳出では、公債費等の義務的経費が高い水準で推移し、特別会計や企業会計への繰出金の負担も大きい中ではありますが、限られた財源の中で施策評価をもとに重点政策事業の確実な達成と徹底した事業の選択と集中の考えのもとに予算編成を行ったところでもあります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第73号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。国民健康保険の事業運営に当たりましては、保健事業の推進により医療費の適正化を図り、国保財政の健全化と医療に対する安心と信頼を確保するとともに、市民が健康で豊かな社会生活が送れるよう予算編成を行ったもので、歳入歳出予算案の総額を70億7,230万円とするものであります。歳入の主なものは、国民健康保険税等10億5,262万4,000円、国・県支出金20億2,731万1,000円、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金23億1,688万1,000円、共同事業交付金9億8,104万1,000円などで、歳出の主なものは保険給付費45億6,300万4,000円、後期高齢者支援金8億5,011万9,000円、介護納付金3億4,688万2,000円、共同事業拠出金9億8,104万1,000円などを計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第74号 平成21年度佐渡市老人保健特別会計予算について。老人保健制度は、高齢化社会に対応する総合的な保険事業として実施され、平成20年4月に高齢者の医療の確保に関する法律の施行により廃止された制度であります。請求が遅れている診療分の医療費の精算及び支給に係る支払いのための予算編成をするもので、平成22年度をもって終了となります。内容につきましては、歳入歳出予算案の総額を830万円とするもので、歳入の主なものは一般会計繰入金829万円、歳出の主なものは医療諸費811万9,000円などを計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第75号 平成21年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算は、予算の総額を7億5,510万円とするものであります。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料4億5,998万4,000円、一般会計繰入金2億8,984万7,000円などで、歳出の主なものは事務費等の総務費4,303万4,000円、後期高齢者医療広域連合納付金7億1,170万9,000円などを計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第76号 平成21年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画期間に入る初年度の予算であります。このため、介護報酬の改定等の制度改正及びこれまでの給付動向等を加味し、介護給付費並びに地域支援事業費等の所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額を65億4,740万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第77号 平成21年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本予算案は、予算の総額をそれぞれ18億5,720万円とするものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料4億1,127万8,000円、国庫支出金4億1,475万円、一般会計繰入金6億6,281万3,000円、市債2億8,840万円などで、歳出の主なものは効率的な維持管理を図る観点から、建設改良費10億4,181万1,000円、施設の維持管理費2億4,673万9,000円、公債費3億7,847万9,000円などを計上するものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第78号 平成21年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,210万円とするものであります。歳入の主なものは、国庫支出金11億160万円、県支出金452万4,000円、一般会計繰入金15億8,314万2,000円、市債10億5,920万円などで、歳出の主なものは汚水処理の

普及促進を図るため、下水道建設費25億679万4,000円、公債費13億8,564万6,000円などを計上するものがあります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第79号 平成21年度佐渡市土地取得特別会計予算について。本予算案は、土地開発基金に伴う財産運用及び以前借り入れた起債償還等に係る経費について予算計上を行うもので、予算の総額を歳入歳出それぞれ191万8,000円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第80号 平成21年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算について。平成21年度からケーブルテレビ事業の事業収支を明確化し、効率的な管理、運営を図るために特別会計を編成するもので、歳入歳出予算案の総額をそれぞれ2億3,380万円とするものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料1億226万2,000円、繰入金1億2,523万6,000円などで、歳出の主なものは情報センター費1億7,950万7,000円、公債費5,329万3,000円などを計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第81号 平成21年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、施設入所者介護及び短期入所に係る所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額を4億8,300万円とするものであります。歳入の主なものは、介護給付費収入3億7,327万8,000円、自己負担金収入7,053万円、基金繰入金3,502万9,000円などで、歳出の主なものは施設費4億593万円などを計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第82号 平成21年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、施設入所者介護及び短期入所等に係る所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額を5億6,800万円とするものであります。主な内容としましては、施設費など4億8,385万1,000円、公債費8,374万9,000円で、これに伴う財源として介護給付費収入4億4,395万8,000円、自己負担金収入1,371万2,000円、繰入金1億1,020万1,000円を計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第83号 平成21年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ54万9,000円とするものであります。歳出の主なものは、管理会費及び総務管理費などの経常的な経費であり、その財源としては基金繰入金及び財産収入などであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第84号 平成21年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ789万1,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費などの経費であり、その財源としては受託事業収入、基金繰入金及び財産収入などであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第85号 平成21年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ763万2,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び財産管理費などの経費であり、その財源としては受託事業収入及び財産収入などであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第86号 平成21年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ274万2,000円とするものであります。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費などの経費であり、その財源としては受託事業収入及び財産収入などであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第87号 平成21年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、収益的収支の収入総額を23億

2,041万5,000円、支出総額を25億2,704万9,000円に、資本的収支の収入総額を2億8,235万6,000円、支出総額を3億2,980万円とするものであります。主な内容としては、総務省が示した公立病院改革ガイドラインを参考に病院改革プランを策定し、市立両津病院と市立相川病院の病床数を医療従事者数に見合う数に変更すること等により、経営の効率化を進めて経営健全化を図ることとするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第88号 平成21年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収入及び支出について収入の予定額を11億3,244万円、支出の予定額を11億550万3,000円とし、資本的収入及び支出については収入の予定額を9億3,502万円、支出の予定額を15億4,106万6,000円とするものであります。主な内容としましては、相川浄水場建設事業、国庫補助事業による両津、新穂、真野地区の老朽管更新事業、全地区における配水管敷設替事業のほか、水道施設・管路・給水装置の情報を明確にするための水道施設管理システム整備事業等を実施してまいります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） これより議案の順序に従い、質疑を行います。

議案第1号 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 一般職の勤務時間についてであります。これは、法律の施行であるから、いたし方ないというふうな形でこういうふうな形になってきたのではないかとこのように予想するわけですが、未曾有の経済危機で佐渡の経済も大変疲弊してきています。そんな中で公務員が、あえて公務員と言わせていただきますが、1日15分といえども1週間であれば1時間15分であります。一月にすれば5時間の時間の短縮であります。今民間が窓口業務の取り扱いをしていただきたいということで、恐らく6時以前に会社が引けるといふ企業はなかなか少ないと思う中で、窓口業務が短縮され、また4月の1日から支所が行政センターというふうな形で特化されてきます。大きく組織が変わり、窓口対応も大変な時期だと思うが、そのときになぜ15分の短縮をここで取り入れていったのか、その辺のところを十分聞かせていただきたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今ほど廣瀬議員のご質問であります。これにつきましては、ご承知のとおり人事院勧告に基づくものであります。この勤務時間との関係につきましては、民間との比較の中で1日の平均の勤務時間が7時間44分、1週間にして38時間48分、そして職員の勤務時間より1日15分程度、1週1時間15分程度短い水準で定着しておるということを受けまして、私どもは今回1日の勤務時間を7時間45分、1週38時間45分に改定するというものであります。今ご指摘の趣旨につきましては、そういった背景というものを十分私ども趣旨を受けながら、その指摘を受けながら住民サービス向上に向けて取り組んでまいりたいというふうな考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 言うていたし方ないというふうにとられてしまえばそれまでであります。年間昨

年の数字を見ると時間外手当が1億2,300万円ほど出ているようであります。一月で5時間の時間が短縮され、また窓口業務が大きく変化していく中で、私はもう少し違った動きを佐渡市独自で考えるべきというふうに考えます。実質的に3%の給料カットといえども、一月に5時間の勤務時間が減るということはそれだけベースアップにつながっているというふうに私どもは考えます。その辺のところを十分考慮してこれを提案してきたというふうに私はとらえたいが、住民は、市民はそのような感覚では私はなかなか納得できないと思う。ですから、行政センターに特化しても、支所が大きく変わっても、窓口業務だけは特別の配慮をしてそれに対応するという決意をお聞きしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

まず、廣瀬議員のご指摘の趣旨につきましても、十分我々そのことを受けまして窓口対応、特に本庁、支所の窓口の部分につきましても市民の方々に不安を与えないような形で取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） そうしますと、開閉庁はフレックスタイムを導入して今までどおり5時半ということでもいいわけですね。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今職員の勤務時間としては7時間45分という形になりますので、勤務時間の関係では17時15分という形になります。ただ、今ご指摘のありました窓口との関係につきましても、今変更する、しないということについて言及できませんが、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） ちょっとまった、今ここで提案しておいて4月1日からのその開閉庁の時間が確定していないというのはどういうことなの。そんな提案ってありますか。議長においてこれ、今ここで大事な、今その開閉庁にかかわる、しかも異動時期である、その給付金の1万2,000円が出るというこの大事な時期に、その開閉庁の時間が決まっていない、こんな提案ってありますか。議長において指導してくださいよ。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

---

午前11時39分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

職員の勤務時間としては7時間45分ということですが、窓口の関係につきましては、従来どおりの形で対応してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

〔あと3回しかねえんだから。窓口の対応じゃなくて、開閉という、要するにその時間にちゃんと受け付けるのかどうか、フレックスタイム使うてやるのかどうか。例えば建設課だって水道課だってあるわけだよ。窓口はどこ行くの、ちなみに〕と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

住民サービスの観点からということになりますと、そういったことにつきまして十分配慮してまいりたいというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げました職員の勤務時間としての要素としては、人事院勧告の内容を受けまして7時間45分ということですが、市民生活に影響を与えないような形で対応してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 大事なことから言うのだけれども、要するに開閉庁の時間は変わりはないのかどうか。窓口業務がどうのこうのって聞いているのではないのですよ。例えば建設課の要望を持っていてもいいのか。だから、フレックスタイムを導入して対応して、開閉庁の時間は変わりはないと、これが答弁であれば一発で決まるのを何も検討していなくて、ただ職員の給与のことばかり考えておるから、こういう提案になってくるので、その点副市長、市長のほうできっちりと市民にわかりやすく答弁してもらいたいと思うのだけれども。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

市民の対応ということに当たりましては、勤務時間等の部分とは、別に開閉庁については従来どおりの形で進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 一般質問でも詳しくやりますが、今回の人事院勧告は1万1,000民間事業所のうちの44万人を取り上げて調査をしています。これは全体の1割ちょいなのです。何を取り上げているかという、50人以下を、60%あるのですが、それを切り捨てて非社員、パート32%を切り捨てて、あと公務員と同等の事務及び技術の職種、つまり特権階級にあるホワイトカラーの高給社員だけを取り上げて、それが6割を切り捨てているのです。ですから、本当に高給取りの民間の1割と、つまり比較をしているのですよね。ですから、全体の日本国の中のほんの一部の、いわばスーパーエリートと言われる高給社員のみをとって、給料も今回の7時間45分の時間もそこと比べてやっているということが現実なのです。

ところが、佐渡の場合どうでしょう。これ一昨年まで100人以上の企業ということでやっていましたが、民主党がそれは官民の格差が広がるので50人以上にしましょうということで提案して、現在は50人以上の

企業で比較をしているのですが、それでも佐渡の場合は全体の皆さんの公務員の給料と比べると0.5%なのです。0.5%の本当に佐渡に本社のない島外の給料と比較して、皆さんの給料決まっているわけなのですが、佐渡の場合は今回の提案の時間給も時間も恐らくは7時間45分なんてなっていないですよ。多分8時間半ぐらいです。だから、地域によって地元に合わせて公務員給料というのが必要であって、幾ら人事院が勧告したからといっても、地方の離島佐渡までそれに合わせていくというのは私反対なのです。地域は地域で民間の皆さんの事情もあるし、仕事の仕方もあるし、時間給も決まっているわけですから、まず佐渡市の場合、民間企業のその時間は調査をしましたか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

給与の関係につきましてははしましたが、この勤務時間については調査しておりません。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） ですから、佐渡市なら佐渡市に応じた市職労の給料、それから勤務体制、時間も含めて設定をするべきではないですか。人事院の勧告があったからといって、全国の自治体がそれに倣うということはないわけですよ。だって、夕張市とか赤平市なんかはいわゆる再建団体で倒産しました。3割も給料を下げて公務員の人数は半分になっているでしょう。ですから、そこの自治体の財政状況に応じて、またそこの自治体を取り巻く民間の給与や時間体制に合わせるべきではありませんか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

私ども公務員の待遇等につきましては、条例主義ということになっております。その基本はどこにあるかといいますと、人事院勧告ということですので、今までそういう形で私どもそれに沿った形でなれてきたわけでありまして、今ほどのご指摘のあった部分等につきましては、十分私どももそういったことを考慮しながら進めていきたいというふうに考えております。現在のところ、今の提案は人事院勧告に基づいたということでありまして、県内の各市との関係等もありまして、今こういう形で提案をさせてもらっております。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 私の所管の常任委員会でもありますし、一般質問でもこれ突っ込んでやりますから、この辺で置きますが、別に首都圏を含めた人事院の勧告に従う必要は全くないので、なぜかという、人事院というのは公務員なのです。公務員が自分の給料を民間と比べて上げるために偽装の調査をやっているわけです。本当は国民の平均の給料をとらなければいけないのに1割前後の特権階級の社員の給料をとって高く見せて、それで人事院が公務員の給料もこのぐらいまで上げるべきという巧妙なからくりをやっているのです。佐渡市の今回11月公表した官民格差の人件費の給料の違いなんていうのは、まだその100倍からくりをしているわけです。ですから、正確な数値で抑えるべきで、人事院勧告があったからといって、この財政逼迫している人件費が類団の2.5倍もある佐渡市がそこにどうしても合わせなければいけないというのが私は理解に苦しむところでありまして、これはまた後で常任委員会とか一般質問でや



りますが、私はこれ反対なのです。そんな状況では佐渡市はないし、時間短縮なんかするそんな、さきの質問にもありましたが、そんな形を人勤そのままにとるような今の執行部体制ではいかんというふうに思っていますので、これに対して答弁ありましたら伺いますし、なければ結構です。

○議長（竹内道廣君） 質疑でありますので、なるべくご意見を挟まないようにお願いをいたします。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 質疑であります。これは大事なことなので、この時間短縮といいますか、勤務時間の短縮というのは、職員組合との話し合いになっておる事項なのですよね。それをいとも簡単に質疑の中で何かそこを改善します、そのようにしますというようなことを軽々しく答弁しておるが、しかしその中身というのはそうは簡単にはいかないと。別にそうしなさいと、それが悪いとかということをおっしゃるのではないのですよ。それを労使慣行という、つまりこの種のものの手続としてそういうものがあるのだが、その点について総務部長並びに、総務部長というより市長並びに総務部長はどう考えておるのか、これを明確にしていかないと、閉庁時間にかかわってくることで、その閉庁時間にかかわることは既に職員組合との間に話し合いがなされておる事項なのだよね。だから、そうは簡単にはいかないと私は思うのですが、その点はどうなっておるのか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今ほどの労使というお話がありました。私ども今回こういった提案する場合については、職員の待遇の部分に変更が生ずるわけでありますから、十分協議をした上で提案をさせてもらっております。今回勤務時間という変更につきましての部分であります。先ほどの質問の中では窓口の開閉時間ということでありましたので、そういった部分の中では幾つかの工夫できる部分があるのではないかと考えております。今加賀議員のご指摘の部分については、十分受けとめております。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 政治的なあだこうだ、例えば今ほどそんなに早く閉庁されたら困るのだという話があったから、それはそれで考えますと、こういう話ですが、これまさに職員の待遇に関する条例事項なものですから、いいとか悪いとかということではなくて、その手続上の問題と、今度あなた議会の本会議でそう言うてうち帰ったら、おまえ何言うておるのだと今度は組合がやってきて、あなた勝手に市長と組合が話ししたことについて、おまえ簡単に変更するか、できるかのごとく言うておるが、そんな簡単なものではなからうと言うて突き上げられたらどうしますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

親松副市長。

○副市長（親松東一君） お答えします。

今ほどの人事院勧告等に基づく時間短縮の件ですが、私の認識では役所のサービス期間は8時半から5時半という認識でありますが、職員の勤務時間は7時間45分と、その間に職場長なり所属長が割り振りをするというふうに、私そういう認識をしておりますので、窓口については従来どおり5時半までですというようなことで対応をするという認識でおります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） ここは一般質問ではございませんし、議論するところではないが、そう認識しておりますと言うても今までは5時半のやつを15分短縮しますよ、短縮しますだな。労働者のほうからすると、短縮しますということを労使が話し合っておるわけなので、それなら聞きますが、そのことは今言うたように労働者の労働時間は短縮します、しかし業務時間は今までどおりということについて組合と協議をし、合意に達しておるのですか。もし達しておるとしたら、その内容を明らかにしてほしい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

職員の勤務時間につきましては、今ほどお話がありましたように、ワークライフバランスの考え方の中で民間準拠をして7時間45分ということであります。勤務時間については、7時間45分で条例改正をしていきたいということで組合のほうとは話をしておるところであります。先ほど窓口の開閉時間という部分につきましては、従来どおりだなというご指摘で、よし、ではそのとおりやりましょうということでお答えをさせていただいたわけですが、職員の勤務時間等、その窓口の開閉時間という部分についての工夫ができないか、私どもこれから考えてまいりたいと。この部分については、まだ組合とは折衝はしておりません。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） これ提案をされた条例でもう少しわかりやすくしませんか。これあなた方の説明新しいのでは、1週間当たりが38時間45分になりますということですよ、そういうことでしょうか。それから、ここへ来て旧のものが40時間ですよと、それで今7時間45分ですよという話をされておるのですよね、そうでしょうか。そうだったら、今親松副市長が言うように、住民サービスは我々は5時半までだと思っておるというのだから、そうすればおのずと総務部長との関係の話が今のようなずれがあってはならないのではないの。もうそこにあることに、まず基本的に問題があるのではないの。そういうものがあるこの条例を何でこんなもの出してくるの。まず、あなた方がすり合わせをして出てこなければだめな問題ではないの。基本的に、それが。そこにずれがあって何でこんなもの議論できるの。だから、基本的なものをまずあなた方のところですり合わせをして持ってこなければ、この議場で食い違いがあってどうするのですか。そんな提案なんかありませんよ、初めから。だから、しっかりした答弁をできるようにして提案をするのが当たり前でしょう。それができなければ、これはもう議会のほうは受け取れないのです、こんなもの。それ全くの基本的なところですよ。それここまで来たのですから、議長のほうから厳しく指摘をして、この後そんなことのないようにしてください。

○議長（竹内道廣君） 十分了承いたしました。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第1号についての質疑を終結いたします。

会議の途中であります、ここで昼食休憩とします。

午前 11時57分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第2号についての質疑を終結いたします。

議案第3号 佐渡市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第3号についての質疑を終結いたします。

議案第4号 佐渡市行政財産目的外使用条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第4号についての質疑を終結いたします。

議案第5号 佐渡市統計調査条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第5号についての質疑を終結いたします。

議案第6号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 1点お尋ねをしたいと思います、この後期高齢者のこれ保険料の徴収を定めるものですが、条例を見ると20年、21年とかというふうに毎年こういうふうにして繰り返すことになるのか、それともこれを進めた与党も危ないので、21年度で終わるから、これでこういう決め方をしているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えをします。

現時点では、20年度、21年度、2年間のみということで、22年まで継続ということは聞いておりません。

20年度の同じ方法で21年度のみ実施をしたいということでございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） そうしますと、22年度からは徴収方法が変わるといふふうなことですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） 22年度から変わるということで、21年度は20年度と同様ということで聞いております。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第6号についての質疑を終結いたします。

議案第7号 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） これもいつか新聞に載っておって、何か袋を市民に分けて与えることについて撤回したようなのが新聞に載っていたのですが、あれもみつともないなと思っただけなんですけれども、この説明をよくしていただきたいのですが、今までアルミ缶、スチール缶、飲料用瓶は、その容器、指定袋に入れて集積所へ持っていったのだけれども、今後は持っていかなくてもいいという理解でよろしいのですか。

それと、もう一つ、この合併前の小木町、羽茂町、赤泊村についてはよくわからないのですが、これも無料とするとか、また小木町、羽茂町、赤泊村についてはどうのとかと書いてあるのですが、要するに一般市民はどのように変わってどのようにすればいいかということの説明を願いたいと思う。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えをします。

今回の提案は、アルミ缶、スチール缶、飲料用瓶、ペットボトルについて、これまでは指定袋に入れて回収しておりました。これをこれからはすべての集積所でネット並びに容器置きます。したがって、袋に入れる必要はありませんので、直接集積所で準備をしてあるネットに入れていただくということで、今後は指定袋の使用がなくなるということで削除いたしました。

それから、小木、両津とかいろいろあるのですけれども、これらについては、これまで合併前いろいろ集積方法が変わっておりました。今回については、すべて同じになるということでございます。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 今まで両津の場合、ペットボトルだけ集積所の網の中へ入れていたのですが、今度はペットボトルの集積する人、ほかの日は違うのかもわかりませんが、同じ網の中に瓶もアルミ缶も一緒に入れてもいいのかどうなのか、また別々の袋に入れるのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） 集める日を変えてありますので、同じ袋に入るとはございません。  
それぞれペットボトル、アルミ缶、瓶の回収日をずらしてありますので、同じネットを使用しますが、一

緒には入りません。(下線部について3月6日に一部訂正)

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 今回の関連してですが、もともと資源ごみ等が無料になるので、普通の燃えるごみ等の袋は値上げをしたいというような方向だったかと思うのです。今回は、それは値上げは見送ったようではありますが、当面見送るのか、今後とも、今後1年後に値上げをする予定にしているとか、そういった状況、計画について教えていただきたいし、なぜそういった方向だったのが、こういう無料化の方向になったのかが1点。

2点目は、この4月1日からこういった収集方法に変わるわけですが、ごみの収集といいますと、行政区単位とか集落単位でやっているわけですが、その辺への周知徹底、確かに以前もお話ししましたが、資源ごみであるアルミだ、ペットだというのはわかるのだけれども、トレイみたいなのはちゃんと油を取って云々みたいな注意書きも出ていますが、そういった細かいことの徹底は私要るのだらうと思うのですよね。その辺どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えをします。

おっしゃるように4月1日から値上げの準備をしておりました。ところが、いろいろな諸般の事情もありますし、市民の意見も十分に聞いていないということで、4月1日については見送りました。

ただ、非常に財源苦しい中でございますので、市民の意見も聞きながら、その辺財政事情等も考慮しまして、そんなに遠くない時期に多分提案するような運びになると思います。

それから、市民の周知でございますけれども、各町村で、これは数はたくさんのところと少ないところあるのですけれども、一応全島に回りました。その後、嘱託員会議でも説明をしております。さらに、嘱託員会議の中で個々に集落に説明に来てほしいというところには個別にも当たっております。今冊子もつくっておりますけれども、これからでもわからないというところがあれば出向いて説明に上がるつもりであります。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 2点ほど。

遠くない時期に値上げしたいということですが、遠くない時期というのは一体いつを想定しているのかと。

もう一つは、このごみ問題というのは今環境だ、トキだ、エコだということでは言っているわけですから、ごみが散らばらないこと、ごみが適正に処理されることが一番重要だろうというふうに思うのです。そういった点で言うと、どうなのか。例えば実質でいうと、南部地区方式が大体全島に入るといような格好になるのかな、大まかに言うと。と思うわけで、そうすると南部地区の方々にとってはふやす、値上げ方向にするということは、これまでも増して大きな負担となると思うのですが、その辺はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） 遠くない時期とお答えをしました。我々ですと、4月1日からというつもりでおったわけでございますけれども、これから分別をします。さらに、きょう提案しましたように、資源ごみについては無料化にします。この後、本当のごみの分別の程度、使用する袋の数等を精査をしまして、これなら市民の方が納得していただけるだろうという時期になったら提案したいということでございまして、皆さんが一生懸命ごみを減量していただくと袋の使用は少なくなるということでございますので、今時期については明確には断言できません。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第7号についての質疑を終結いたします。

議案第8号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） もう6年目に入りますが、まだ1カ所しか保育園の統合がないのですけれども、行政としては、これが順調に進んでいるという意味で提案したのか、それとも21年度にもっとやる予定になっているのか。先ほど先の見通しでという答弁もありましたので、先の見通しを含めてこの意味をよく説明してください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

この保育園統合計画は18年にできまして、それに基づいて今前期に取り組んでいるという状況であります。昨年度につきまして、相川地区の北狄保育園を統合させていただきました。今年度につきましては、両津にあります歌代保育園を統合させていただくということであります。ほかの統合計画にのっております園につきましても今鋭意努力をしておりますけれども、なかなかまだ保護者、それから地域住民の理解が得られないという状況でありまして、これにつきまして、今後とも理解得られるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） これ見通しをつけないと保育士さんの採用その他に大きく影響してくると思うのですけれども、樋口課長もそろそろ新潟へお帰りになるのだろうと思って一生懸命努力したのはわかりますけれども、これは結果ですから、だからこの結果はこれ1つしかできなかったということについては、私はこれは極めて不十分だろうと思うので、それでは歌代の保育園だけが統合されるということになると保育士さんの20年度の採用、21年度の採用はこの後ないものと前提にした意味での採用を計画しておるのかどうなのか、そこ1点だけ教えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

この歌代保育園で正規の方がたしか3名、それから臨時の方が4名、5名でしたか、それが削減できるという形になりますけれども、佐渡市の場合、臨時の職員が数多くおりますので、今回これを統廃合しましても、その臨時の方の部分が少なくなるというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第8号についての質疑を終結いたします。

議案第9号 佐渡市両津健康保養センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第9号についての質疑を終結いたします。

議案第10号 佐渡市保養施設いこいの村佐渡の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

中川隆一君。

○11番（中川隆一君） それでは、1点だけお聞きします。

この条例は、いこいの村佐渡、指定管理でやっていたものが管理者がこの春から撤退されるということで、もう指定管理ではなくて、おしまいにしますよというやつなのですけれども、今後のこの施設どのようにしていくか、4月からの対応策とそのスケジュールについてお聞かせください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

まず、この3月で指定管理業者が撤退するというのではなくて、市として指定管理に出さないということで、昨年春から地域に入りまして、地域と話し合いをずっと続けてきたものであります。その中で、いろいろな経過はあります、地域のほうでできないかとか、地域のほうでいろいろな人を頼ってできないかとか、本当に地域の方々、一生懸命に考えて悩んでいただきました。その中で、最終的にはなかなか地域あるいは地域を通した方々からの運営というのは難しいということでありました。

その中で、あの建物全部ではなくても一部でも地元の人も含めて宿泊が可能である、それから入浴も可能である、そういう中で何とか建物を残してほしいという要望がありましたので、それを踏まえて4月以降、公募をかけさせていただくなりして、どなたか引き受けていただける方を島内、島外含めて探したいと、お願いしたいというふうに考えております。そういうことを来年度進めていきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 公募をかけたいということなのですから、その方法等について、もし具体的に決まって、もう既に考えていることがあるようでしたら、差し支えなければ教えていただけますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

地元の意向もありますので、先ほど申し上げました機能は残すということとか、それから地元でも地元の食材とか地域の資源いろいろなものがあります、そういうのも活用を一緒にする中のいこいの村の運営でしょうか、地域の社会資源も活用した運営ができるような、そういう地域密着といいますか、連携といいますか、そういう形でいこいの村を引き取ってくれるところを私は探したいというふうに思っています。探すにつきましては、公募という形で、公募につきましては、全国のインターネット公募、公売というようなこともありますけれども、なかなかそれをしますと、こういった言葉は適切ではないかもしれませんが、身元がわからないようなところも場合によってはあるかもしれませんので、最初はやはり市が今行っておりますホームページだとか広報とか、そういうのを使った、まず公募のかけ方をさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） こういうご時世なので、なかなか譲渡先を探すというのも大変な困難な仕事かと思えますけれども、ぜひ最大限度力をしていただきたいのと、あとその都度きちんと地元の説明をして、地元の方のご理解を得るようにしていただきたいのがもう一点。

それと、最後に1点だけ聞かせていただきたい。これ公募をかけている期間は当然使用していないわけですが、私の12月定例会の一般質問のときの答弁だと、もう実は壊すお金も決まっている、解体費用の試算もできているということなので、これ何も最後見つからなければ、いつかはこんな解体してしまうということなのでしょうけれども、その公募期間どれぐらい、1年ぐらいかけて探すのかどうか、それで見つからなかったら、もう来年度には壊しちゃいますよというのか、それと、もしその間地元で要請があって、この日だけちょっとあけてくれないかな、貸してくれないかなというようなときには対応されるのかどうかというのを最後お聞かせください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

公募につきましては、そういうふうに地域と一緒にやれるような形の公募にしたいと思っておりますので、地域ともやりとりをしながら、公募の条件についても話し合っていきたいというふうに思っています。

それから、なるべく4月1日以降、休館をさせていただきますけれども、間があきますと、建物のまた配管等も不具合が生じたりすることもありますので、それについては、こちらのほうで定期的に巡回するとか、きちんとしていきたいというふうに思っておりますけれども、長引くと、そういう危険性もあります。

それから、観光シーズンこれから迎えますので、できればもう4月になりましたら、早目に公募をかせいでいただいて、1カ月なりの中で手を挙げていただくところがあれば、夏のシーズンに間に合うような形でオープンも可能かなというふうには思っております。ただ、なかなかそれでも手挙がらないというときには、2次募集なり3次募集なりもかけなくてはいけないかなというふうに思っています。そのときのまた条件については、地元との相談もあろうかと思えます。そういうことを続けていくということで考



えると、1年ぐらいは引き続きそういう模索はしていきたいなというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第10号についての質疑を終結いたします。

議案第11号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 幾つかお尋ねをいたします。

1つは、この後の21年度の介護保険事業の会計とのかかわりですが、これは来年度からの介護保険料を上げるということなわけです。上げ幅が27.3%というふうになっているかと思うのです。国民健康保険税と同じように、新潟県内の中では介護保険料は県内下から2番目の安さであります。後段の介護保険の会計のところでもお尋ねをいたしますが、一体この内訳はどうなっているのか。つまり全国では4.4%の値上げ幅というふうに言われているわけです。ところが、佐渡市の今回示した中身でいうと、約27.3%になるかと思うのです。全国のことを言うと、全国では180円増になると、高齢者増によって110円増、介護報酬の引き上げに伴うもので、ここには激変緩和措置入れてですが、70円増、足して180円増の4.4%というふうに言われているのですが、この幅をはるかに超える高い額になるわけですが、この内訳はどのようになっているのか、それと県内の中でどの程度になるのかも教えていただきたいというのが1点です。

2点目には、6段階に分けておりますが、県内の中でも6段階以上に分けている市町村が10ヶ市町村あります。ご案内のように、細分化すればするほど所得に見合った振り分けができるわけです。こういったことも含めて検討した上で出してきたのかどうなのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 中川議員のお尋ねにお答えをしたいと思っております。

条例の今回の改正でございますが、先ほど議員ご指摘のとおり、標準月額につきまして27.3%ということでございます。これにつきましては、介護保険の関係でございますが、なぜ上がるのかということが1つございます。これにつきましては、いろいろな要因がございます。1つは、認定者の数が増加をしているということと、前期高齢者の方が減少して後期高齢者の方がふえているということもございます。

それから、もう一点といたしまして、介護保険制度の仕組みが変わりまして、第1号の保険者の負担率につきましては、第3期が19%でございましたが、第4期、21年度からは20%になったということもございます。それから、今まで整備等をいたしてきておりました施設の関係につきまして、第4期に稼働される、あるいはそういうものが見込まれるものにつきましては、当然その施設の介護給付費が増加をすることもございます。これらにつきまして、主な保険料の増加要因でございます。これらにつきましては、先ほども議員ご指摘のとおり、国のほうでも施策を取り入れておりまして、この後段、次の議案にも出てきておりますけれども、臨時交付金を基金として設置いたしまして、介護保険料の軽減額をいたします。そのほかにも、私ども佐渡市のほうでも介護給付費準備基金というものもございますが、これにつきまして、できるだけたくさん取り崩しを行いまして、皆様方の保険料を軽減していきたいと、このように思

っております。

それから、2点目でございますが、県内での様子はどうかというお尋ねでございますが、私ども今調査の段階ではございますけれども、県内では中間よりもやや低目ぐらいの段階であるというようにとらえております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 本来ならば、介護保険の事業計画が3年間スパンとしていて、その中の全体事業を決めて保険料を決めているわけですから、それが示されて初めてこの問題や、今回問題や介護保険会計の中身がわかるのですが、数字だけ提示されているものですから、これ聞かざるを得ないわけなのですが、今ほどのお話ですと、認定者数がふえて給付費がふえるのであるというのが1つの柱だったと思うのですが、実際認定者がふえてもサービス基盤が私弱い中でそんなにサービス給付はふえないと思うのですが、そういう意味でいうと、この内訳がどうなのか。つまり値上げ幅の27%のうち、先ほど紹介しましたが、全国では180円ぐらいの増で110円が高齢者増に伴うものだ、つまり認定者がふえる、サービス料ふえると。認定がふえても佐渡市の場合、サービス基盤が弱いですから、そんなに給付はふえないというふうに思うのですが、その辺はいかがかと。

それと、もう一点は、今ほどの答弁ですと、3期では県内では一番下が津南だったと思うのですが、下から2番目が一気に中段ぐらいまで上がるという理解でよろしいのかということです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えいたしたいと思います。

まず、後段のほうでございますが、津南のほうにつきましては、私どもちょっとデータをそろえておりませんので、この辺については済みません、わかりません。

それから、先ほどおっしゃいました事業量の給付見込み抑えてということでございます。これらにつきましては、中川議員ご指摘のとおり21年度から23年度までの総需要見込みというものを整理いたしまして、介護保険事業計画というものを策定するため、パブリックコメント等、皆様方からご意見をいただいて、精査しておりますのでございます。

給付費の伸びの関係でございますが、先ほども私一部ご説明をさせていただきました。第3期におきまして、施設整備等を佐渡市のほうでは取り組まさせてもらっております。例えば新穂地区での特養建設、それから両津での老健施設の建設、それからこの後もグループホームのほうはできてきております。それらにつきましては施設給付費の伸びが第4期に影響してくるということでございますし、この後も私ども施設整備の考え方いたしまして、第4期の中で認知症対応型のグループホーム2カ所程度、それから小規模多機能の居宅介護の施設でございますが、2カ所程度あるいは認知症対応型のデイサービス等、地域密着型のサービスも視野に入れて整備をしていきたいというように考えておりますので、それらの点をご協力いただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） お答えがなかった点をお尋ねをしておきます。

その階層別、例えば県内の中で7段階以上にやっているところも先ほど10あるわけですが、そういったことも工夫して、もっと所得に応じた保険料にするような検討はなされたのかどうなのか。ちなみに、第3期では津南は3万8,400円ですから、これが一番県内で低かった、その次が佐渡市だった、これが中ぐらいになるということなのですが、その階層別の検討はしているのでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 答弁漏れがありまして、まことに申しわけございません。

先ほど中川議員のご質問の中で、多段階での検討はどうかということでございました。介護保険料につきましては、皆様方ご存じのように6段階が標準でございしますが、私ども第4段階の先ほどご説明をいたしました標準的な基準額のほかに、その中で第4段階の内訳といたしまして、年金収入プラス所得が80万円以下の方につきましては、本人課税で世帯に課税者ありという標準の方でございしますが、これらを含めまして7段階という形で皆様方の介護保険料について軽減を図るということで計画しておりますので、ご了承くださいたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 1点だけ明らかにしておきたいのですが、この介護保険の値上げ、余りにも大幅なので、委員会までに、私の委員会でございますので、ここで質疑というよりはこうなった経過、大幅値上がりの経過がわかるような附属書類を委員会までに提出していただきたいと。それがないと、ちょっと簡単な質問これできないのです。

以上です。出してもらえますね。それだけ。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えいたします。

委員会までに資料のほうは整備いたしまして、お出しして見てもらうようにしたいと思っております。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第11号についての質疑を終結いたします。

議案第12号 佐渡市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第12号についての質疑を終結いたします。

議案第13号 佐渡市老人休養ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第13号についての質疑を終結いたします。

議案第14号 佐渡市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第14号についての質疑を終結いたします。

議案第15号 佐渡市病院事業の設置等に関する条例の制定についての質疑を許します。

村川四郎君。

〔「これ一括では……」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 15号でお願いいたします。15号、16号、1つずつやりますので。

○17番（村川四郎君） 15号から18号までこれ共通なのですけれども、1つ教えてほしいのは40ページの第4条のところに「法第7条ただし書き及び令第8条の2の規定により」云々と書いてあるのですけれども、事務管理者は置かない、病院事業に管理者を置かないというふうにすると書いてあるのですけれども、このただし書きの内容と令第8条の2の規定にどのように書かれているのか教えてください。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午後 2時08分 休憩

---

午後 2時10分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

鹿野福祉保健部長。

○福祉保健部長（鹿野義廣君） はい、お答えいたします。

法第7条ただし書きでございますが、条例で定めるところによりということでは置かないことができることに規定されております。令8条についても同様に、その規定を設けることができることになっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） この4本の議案は出たり入ったりで、今回また出し直したという議案なのですけれども、詳しくは一般質問で聞きたいと思うのですけれども、これ事業管理者を置くから、この総務省の改革ガイドラインに沿った公営企業法の全適で何とか黒字にできるという理由で、たしか最初出てきたのですよね。それを引っ込めて事業管理者を置かないと。ということは、この両津病院、相川病院に関しての責任者というか、事業管理者にかわるべき職責というか、人はだれになりますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

鹿野福祉保健部長。

○福祉保健部長（鹿野義廣君） お答えいたします。

管理者たる市長になります。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） そうすると、今までどおり何も変わらないということになるのです。総務省も今回改革ガイドラインを出せと、自治体病院を持っている自治体に出していますけれども、総務省もほとんどが独立行政法人化するか、あるいは公的病院なり民間病院に指定管理に出すか譲渡せよというのが方針なのですよね。どうしても出せないところのというと、はっきり言うと能力がないというか、そういう自治体に関しては、まあまあ黒字の計画が全適で出てくれば、一応書面上は受け入れましょうかということなので、これでやると、多分3年間無駄になると思います。答弁いいです。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 1点だけ聞いておきます。

この病院問題を管轄する国の機関というのは総務省ですか、どこですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

鹿野福祉保健部長。

○福祉保健部長（鹿野義廣君） お答えいたします。

厚生労働省でございます。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） そのとおり。総務省というのは連結決算という、つまり自治体のわかりやすく言うと赤字、黒字、財政が厳しいかどうかということで、その線から今後は病院の問題も連結決算に出てくるぞということから出てきたので、今鹿野部長が答弁したとおり厚生労働省なの。そこをしっかりと踏まえてこれからやるべきだと私は思う。別にこれは意見を申し上げておるのではなくて、ややもするとみんな、下手すると議会の連中も皆総務省の改革プラン、改革プランって、何言うておるか。いずれ私が一般質問でどういうふうになっておるのかということをはっきりと明らかにするが、まず皆さんが間違えてはならぬのは、病院というのは国の系列から言えば厚生労働省、医療に関係する諸君がかかわり合いを持っておるものである。そのように答弁したから、これ以上は私は聞かないのだけれども、聞いておる市民が迷ってはならぬから一言言うておくが、そのとおりであるということで私の質問を終わります。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第15号についての質疑を終結いたします。

議案第16号 佐渡市病院事業の使用料及び手数料条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第16号についての質疑を終結いたします。

議案第17号 佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第17号についての質疑を終結いたします。

議案第18号 佐渡市病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第18号についての質疑を終結いたします。

議案第19号 佐渡市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第19号についての質疑を終結いたします。

議案第20号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第20号についての質疑を終結いたします。

議案第21号 佐渡市素浜青少年海の家を設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） この素浜の青少年海をこの設置条例を、これ直営にするという条例なのですが、かつては12万人から、もう3キロの海水浴場にいっぱい海水浴客が来ていたこともあったという、今は1万人前後ぐらい、10分の1まで減っているというのですけれども、これ今まで指定管理者で来ていたわけですね。どのような当たり方をして、なぜ直営ということに決めたのでしょうか、教えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

この施設につきましては、素浜自然公園管理組合というところが本年度まで指定管理をお願いしてございました。これ地域の方々ということなのですが、地域の施設でありますので、この方々にお伺いを立てて、やはり今なかなか中心になられている方ができないということでもございまして、今回その後地域の方にもお願いをしておりましたが、今まだ手を挙げていただけてくれる方もいないということで今回直営とさせていただきますものでございます。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） こういうかつてはすごくにぎわった施設なわけですね。12月議会、それからこの間の臨時議会でもそうですけれども、いろんな指定管理のところは結局差し戻しではなくて持ち帰りということで、2回執行部が持ち帰った施設がいっぱいあります。その内容は、聞いていると努力の跡が見えないのです。本当にやってくれる人をしっかり探したのかなというところが見えないと。これ今ま

で地元の方がやっていたというのですけれども、地元の方以外でも手を挙げる人がおればやってもらう、今までのような形の、例えば1年でも指定管理とか、あるいはここを任せられるというふうに考えていますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

今後も努力して探して、やっていただける方がありましたら、ぜひやっていただきたいというふうに思っております。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第21号についての質疑を終結いたします。

議案第22号 佐渡市営佐和田駐車場条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） これは、我がまちの裁判所の横にある駐車場であります。市長の施政方針演説の中に、「中心市街地の活性化対策として、空き店舗の有効活用や各種イベントと連携した交流事業等、地域の特性を活かした」とも書いてある、「商店街づくりを引き続き支援します」と。これは、つくられたときのいきさつは、私もタッチさせていただいて知っておりますが、これを廃止に当たっては住民説明が十分されたとは私は認識していないのですが、それははっきりと地域に了承はいただいてこれを決めたのかどうか聞かせていただきたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

これにつきましては、うちの商工課及び佐和田支所が中心になりまして、地権者の方と交渉させていただきまして、また利用状況もある程度把握させていただきまして、今回地元にお返しするというものでございます。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 地権者の方の相談を受けたということは理解しますが、利用状況から考えても私はあの駐車場は佐和田海岸を生かすためにつくられた駐車場と商店街の大会社をふやす目的でつくられた、それとバイパスができたときに本町からバイパスに直結する道路を進捗するためにあれをつくっていただいたという3つの条件を考えて、あの場所に設置されたものであります。それだけに、私は利用方法は十分活用が考えられるのですが、今までの利用状況から考えると、本当に野放し状態であったためにこういう結果になったのだと思うのです。私はある意味、行政の指導力の不足が招いた結果だというふうにとらえているのですが、その辺のところはどういうふうに考えているか聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

この駐車場につきましては、私が直接出かけたわけではないのですが、決まった後そのような、もう廃止してもらっては困るというようなご意見は今初めて聞かせていただきましたが、そのあたりの調整がま  
ずかったと言われればそれまでですけれども、やはり市が持つておくべきものでもないというような判断  
で今回お返しするというにさせていただきました。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 行政経費の節減ということを考えれば、こういうふうな状態は市としての管理は難  
しいということは理解をいたしますが、事ほどさようにこういうふうなことの、とにかく市の行政指導と  
いうものがすべての点で怠慢状態だ。特に支所に至っては支所長がかわり、産業課の課長が他町村から来  
たというふうな形で、その辺のところの縦の決まったこととか申し送り事項とか、そういったものがなか  
なか理解されていない、十分に伝わっていないという弊害がこの結果に私はあらわれてきていると思うの  
です。こういうことのこれからないように十分ひとつ人事異動とか事務の引き継ぎ等を考えてやっていた  
だきたい。答弁は結構です。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 今ほど答弁との関係で、その利用状況が余り芳しくないというお話なのですが、例  
えば本町市だとかということに厳しい中でも、あの通りを利用しながら私どももやっているなというふう  
に感じるのです。あそこにないと、やっぱり困るのではないかと。先ほどの答弁ですと、廃止は困るという  
意見はなかったというのだけれども、それは本当に突き詰めて聞いていないからなのではないでしょうか。

私は、過去佐渡の中でいうと、佐和田の本町商店街というのは商圈の中心でした、今いろんな要因があ  
って寂れてきていますが、ここで何とかしようと頑張っている方々を応援するという角度から言うと、先  
ほど同僚議員からもお話ありましたが、海水浴の問題やいろんな問題、あるいはトライアスロンの問題な  
んかを考えると、年間トータルとしてみると利用率は低いかもしれないが、イベントや何かがあるとき  
には、やはりどうしても必要な場所なのではないかというふうに私は思うのですが、その辺の詳しい分析  
もされた上でのこういう提案なのではないでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

今手元に分析の数字等は持ち合わせていないので、数字等をご勘弁いただきたいのですが、この施設に  
つきましては商工のほうで管轄させていただいておりまして、やはりある程度行政のスリム化というこ  
とも考えまして、今回話を出させていただきまして、ご了解いただいたというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 行政のスリム化もいいのですが、地域がだめになって行政がよくなったってし  
ょうがないのです。そういう意味では、これ佐和田地区だけの問題ではなくて、本当にその地域にとっ  
てこういったものが要るのかどうなのか、発展していくためにどうなのかというところの根拠をきちん  
と私出す必要があると思うのですが、先ほどのお話ですと、廃止は困るという声は聞いたことがないとい  
うのです。



が、その利用状況等を議会に出していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） 帰って資料も整理して出させていただきますと思います。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 利用状況については、常に満車とは言いませんけれども、80%、90%の車が利用しているように見受けられます。その中で、行政のスリム化ということで、本当に市長の施政方針にうたっている中心市街地の活性化に支援していきたいと市長、トップは言っているのに、職員はそれを切っている、一体どうしてそういうことになるのか。それから、スリム化というのであれば、これは地権者とお話も必要ですけれども、一部を有料駐車場で夜だけ個人にお貸しする、残りで一般の対象者で利用していく、そういうことをすれば借地料は十分ペイできるのです。そういったことは議論したのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

今の件については、議論はしてございません。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 市長、今お聞きのとおりですよ。市長は地域のために支援していくのだと言っているのだけれども、行政のスリム化、それ結構です、それはしていただかなければなりません。しかし、知恵を出せば、スリム化を図りながら地域も地域の利便性も高まっていくのです。そういうことを何もしないでこういうことをやっているのはとんでもない。答弁はいいですが、委員会においては慎重に議論していただきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第22号についての質疑を終結いたします。

議案第23号 佐渡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第23号についての質疑を終結いたします。

議案第24号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 議案第1号ではベースアップするというのは、これはその徴収料を下げるというのですけれども、この辺の根拠はどんなところに求めているのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

道路占用料につきましては、道路占用料の改正が、道路法の施行の一部改正に伴いまして改正するものであります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） いや、それわかるのだけれども、もっとわかりやすく、道路施行法に基づいてやるのはわかるのだけれども、何がどういうふうになって、もうちょっと市民に、市民を代表して我々は皆さんにお聞きするのだから、これはこのような土地がこれだけおよそ値段が下がったからこうなるのだとか、ああなのだとかと、その辺やっぱり説明してもらわぬと市民はわからないから、そのために我々がわかりやすく教えてもらいたいと思って質疑しているのだから。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

近年全国的に地価の水準が下落したということで、先ほど言いましたように道路の施行の一部が改正されたということで、全般に地価が下がったということで、もちろん県もこれに準じて下げていますので、県と同じくということであります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） つまり佐渡市の場合は別にどうしてもそれに従わなくて、佐渡市独自の基準をもって設定できる内容なのではないですかということが1点。

まず、それからお尋ねします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

佐渡市も独自でありますけれども、例えば島内におきまして県道等が下がっているのに市道だけ高いというわけにはいきませんので、県と同じように今回改正しただけです。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 県との関係もあるでしょうけれども、例えば電柱に広告がついていますよね。その広告なんていうのは、この料金よりも高い広告代金のところも私あるように聞いているのです。そういった意味で見ると、さっきの行政のスリム化ではないですが、それに見合ったものはいただいても私いいのではないかというふうに思うのです。この下げ幅というのは大きいですよ。先ほどの話ではないのですが、介護保険は27%上げるのだけれども、こっちはぐんと下げるといというのは、私はちょっと理屈が合わないような気もするのですが、その辺はいかがですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

確かにそういう点もありますけれども、先ほど私言いましたように、隣が県道ですぐ横が市道なのに料

金違うというのはあれですので、県と同じように今回改正しております。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第24号についての質疑を終結いたします。

議案第25号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第25号についての質疑を終結いたします。

議案第26号 佐渡市漁業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第26号についての質疑を終結いたします。

議案第27号 佐渡市語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） これは、青年を指導助手にしたということはどういうことなのかということが1点と、これ今何人ぐらいいるのかというのが2点目、3点目は平成24年から小学校にも外国語を指導するというふうな指導要領が新聞に発表されているのですけれども、それとの絡みはどうなるのか、その3点。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

藤井教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） お答えします。

この改正の理由は、これまで身分的には青年外国人というような表現だったわけですが、外国語指導助手の身分を明確にするということから、非常勤特別職に準ずる扱いでこういう改正をさせていただきました。

〔「法律で決まった」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（藤井武雄君） はい。契約をしているところと、その契約の内容に基づいたマニュアルで改正をさせていただいておるところでございます。

それから、2つ目、現在8名の派遣をさせていただいております。プラス島内に在住の方をお願いしまして、英語教育あるいは英語と親しむ教育を行っているという状況がございます。

それから、3つ目でございますけれども、23年から小学校に導入されるというような予定になっておりますが、これはこれで私どももその先生方の指導やら、あるいは子供、児童生徒との交流を深めるという意味では、今後も継続してまいっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） これは、何か教える者の資格というものがあるのですか。例えば資格がなくて、例

えば日本から出ていく場合、こういうのがありますよね。ある英語圏へ日本語を教えに行くと、パーティーでそこで英語を教えてもらうというふうなやりとりもしながら、そういうのを雇う公の学校がある外国もあるのですが、この外国語指導助手というのは、ただ英語をしゃべればだれでもいいというふうなことなのか、一定の指導する何らかの資格を持った人を雇うようになっているのか、その辺どうなのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

藤井教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） これにつきましては、招致外国青年就業規則、国際交流員及び外国語指導助手という要綱等がございまして、団体が……語学指導等を行う外国青年招致事業を行っております団体でして、そこと契約を結んで行っております。資格等については特に聞いておりません。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 30万を下らないという給与を払うわけですから、やっぱりきちんとした資格を持っている方を招致しないと、英語さえ話せばだれでもいいと、それで今その何という団体か知らんけれども、それは公の団体ではなくて、子供があるような海外青年何とかというような程度の団体ではないかと思うのですが、この辺は教育委員会としても30万以上の給料を払うのですから、一定の大学を出て一定の語学研修ができるというふうなきちんとした根拠を持った人を雇わなければ、佐渡に在住して英語がしゃべれるからというようなのもだめだと私は思うのですけれども、今佐渡市の教育委員会が雇う基準というのは極めて不明確だと思うのですが、これをこの際ですから、この条例を決めるときにそういうことを明確にしてやるというふうな方針というのは、この条例を改正するに当たって考えられないのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

藤井教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） お答えします。

この団体は、文部省の推薦の中で財団法人であります自治体国際化協会という組織でございます。はっきりした組織でございますし、今、後段の部分で議員おっしゃった部分につきましては、そこから推薦されるということでございますので、私どもも信頼関係の中で現場で児童生徒に指導に当たっていただいております。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第27号についての質疑を終結いたします。

議案第28号 佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第28号についての質疑を終結いたします。

議案第29号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第29号についての質疑を終結いたします。

議案第30号 佐渡市歴史的景観条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

村川四郎君。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○17番（村川四郎君） そうということです。この条例ですけれども、歴史的景観条例、名前が変わったほかに内容的には具体的にどう変わったのか教えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

藤井教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） お答えします。

議員もご承知のように、この条例は旧小木町にあった条例でございまして、合併時、佐渡市という名称を変えただけだというようなことでした。内容につきましては、小木の伝統建造物の保存群のことを指しておりますので、それをはっきりさせるために、再度この名称を変えさせていただくということでございます。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 実は宿根木の伝統的建造物群は大きい意味の佐渡市歴史的景観条例の中の一部かと私は今まで思っていたのですけれども、そうでなくて、この条例自体が宿根木地区だけを指すということなのですね。となると、今回予算に、ちょっと予算が上がっておりますのですけれども、この地域は修理するとか、改築する建物が歴史的建造物群に認定された建物ではないとだめ、対象にならないと。ほかの建物はモルタルがむき出しになっておろうが、コンクリートが出ていようが、ビニールの配管のパイプが出ていようが、対象外だというふうに聞いていたわけです。それでせっかくいい建物を、建造物群を修理しても、あらがいっぱい見えるということで、そういうものをひっくるめて、この地域全体をその景観の修理対象にできるようにしたのではないかと思うのですけれども、それはないのですか。今までどおりの内容で指定された建物だけがその修理対象、改築対象になるということですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

藤井教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） お答えします。

基本的には今ほど申し上げましたように、小木地区の伝統保存群の地帯を指した趣旨で、補助につきましても計画的、段階的に基準を進めていきたいということで、基準は変わっておりません。

ただ、観光という視点でいろんな支援をしていただくというような私どもも横断的な部分で進めたいという考え方から、今回佐渡市全体の予算の中に一部支援する予算を計上させていただいておるとい経緯がございまして。

以上です。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第30号についての質疑を終結いたします。

議案第31号 佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第31号についての質疑を終結いたします。

議案第32号 佐渡市土地開発公社定款の変更についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 二、三点お聞きしたいのですが、まずこれが公有地の拡大の推進に関する法律、この第16条第8号というのは平成20年の12月1日までに政令で定める日から実施するというふうになっておるのですが、その政令はいつ定められたか、まずそれをお聞きしたいし、それから「及び運用財産を削る」ということですが、多分ないから削るということだろうと思うのですが、旧合併前の10市町村が出資をして基本財産ができておるわけですね。その基本財産の今現在額はどうなっておりますか。

それと、これは旧市町村がもう合併して佐渡市になったわけです。であれば、この公社の解散というか、これも考えるべきだと思いますが、この辺を持っていくまでに何か隘路があるのか、その点をお聞きしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今の関係であります、公有地拡大の関係の政令であります、施行期日については平成20年12月1日という形になっております。

それから、運用財産という部分であります、確におっしゃるとおりであります。そして、市町村課の指導等もありまして、このような形にしたということでもあります。

解散するおつもりはないかということですが、今現在その公共用地との関係で進めておる関係で、今解散というところについては考えていないというところであります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） ここで余りしつこく聞くのはいいのだからどうか分かりませんが、お許しをいただいて、合併して1つの市になったわけですから、旧来の公社の役割というのは市がそのまま引き継げば、この後公有地の先行取得というのも十分可能だと思うのです。であれば、これはやっぱり真剣に解散に向けて協議を進めるべきではないかと思いますが、この辺は市長はどのようにお考えですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

親松副市長。

○副市長（親松東一君） この土地開発公社ですけれども、これは通常の基金等と異なりまして、公社自体が業務を運営できるということで、現在佐渡空港の代替用地として土地を取得をして、移転先はここですよということで財産を取得しておりますので、解散できないことはないのですが、解散すると、その分市の

ところに来るといことになりますと、非常に事務的にも煩雑ですので、当面は佐渡空港のほうのある程度の進捗状況を見ながら考えてもいいのではないかと、逆に言いますと、今すぐ解散する必要はないのではないかという気がいたします。

以上です。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第32号についての質疑を終結いたします。

議案第33号 両津辺地、相川辺地、佐和田辺地、金井辺地、新穂辺地、真野辺地、小木辺地及び赤泊辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（平成19～21年度）の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第33号についての質疑を終結いたします。

議案第34号 新潟県から佐渡市への新潟県佐渡スポーツハウスの管理及び運営に関する事務の委託の廃止について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第34号についての質疑を終結いたします。

議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第35号についての質疑を終結いたします。

議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について（総合福祉センターしゃくなげ、両津デイサービスセンターしゃくなげ）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第36号についての質疑を終結いたします。

議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターたんぼぼ）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第37号についての質疑を終結いたします。

議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津デイサービスセンターいわゆり）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第38号についての質疑を終結いたします。

議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畑野デイサービスセンターやわらぎの里、畑野高齢者生活福祉センターやわらぎの里）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第39号についての質疑を終結いたします。

議案第40号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木デイサービスセンターつくし、小木短期入所施設つくし）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第40号についての質疑を終結いたします。

議案第41号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊デイサービスセンターやすらぎ）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第41号についての質疑を終結いたします。

議案第42号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野農林漁業体験実習館潮津の里）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第42号についての質疑を終結いたします。

議案第43号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木特産品開発センター）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第43号についての質疑を終結いたします。

議案第44号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、高齢者生産活動施設羽茂だんらの家、羽茂ふるさと資源活用施設ポアール妹背、羽茂森林総合利用休養館ウッドパレス妹背）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第44号についての質疑を終結いたします。

議案第45号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）についての質疑を許します。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第45号についての質疑を終結いたします。

議案第46号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第46号についての質疑を終結いたします。

議案第47号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第47号についての質疑を終結いたします。

議案第48号 公の施設に係る指定管理者の指定について（小木ダイビングセンター）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第48号についての質疑を終結いたします。

議案第49号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊ふるさと会館）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第49号について質疑を終結いたします。

議案第50号 北小浦漁港北防波堤漁港施設災害復旧工事（第3工区）請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第50号についての質疑を終結いたします。

議案第51号 財産の無償譲渡について（築地・浜田集会所）についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 議案の中身というよりは、この譲渡する相手方、これは地縁団体の届けがある者かどうかお聞きしたい。もしなければ、市としてこういう地縁団体の指導を今後していくかどうか。次の議案にも土地がありますよね。そうすると、どうしても権利関係が複雑になるので、今年度指導を市として実施する考えがあるかどうか、それと1点だけお聞きしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをします。

今現在、認可地縁団体53団体ありますが、今の案件につきましては認可地縁団体入っておりません。次の戸地集落については認可地縁団体という形になっています。

この後、認可地縁団体の設立に向けては、これからも指導していきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第51号についての質疑を終結いたします。

議案第52号 財産の無償譲渡について（観光農林漁業経営管理所）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第52号についての質疑を終結いたします。

議案第53号 財産の無償譲渡について（第二分館）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第53号についての質疑を終結いたします。

議案第54号 財産の無償譲渡について（旧赤玉小学校体育館）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第54号についての質疑を終結いたします。

議案第55号 財産の無償譲渡について（漁具倉庫、ウインチ小屋）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第55号についての質疑を終結いたします。

議案第56号 三宮財産区有財産の無償譲渡についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第56号についての質疑を終結いたします。

議案第57号 大久保財産区有財産の無償譲渡についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第57号についての質疑を終結いたします。

議案第58号 訴えの提起についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第58号についての質疑を終結いたします。

議案第59号 市道路線の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第59号についての質疑を終わります。

議案第60号 市道路線の廃止についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第60号についての質疑を終結いたします。

会議の途中でありますので、ここで10分間休憩します。

午後 3時02分 休憩

---

午後 3時13分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより平成21年度補正予算の質疑に入ります。まず、議案第61号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）の歳入についての質疑を許します。

金田淳一君。

○5番（金田淳一君） 23ページ、繰入金の基金の繰入金というところで質問します。

3番の3節赤泊情報通信施設運用基金繰入金増1,623万3,000円、それから13赤泊教育施設建設基金繰入金7,991万円が繰り入れられていますが、これは基金として今まで引き続いてきたものですが、ここに繰り入れた、まず理由をお尋ねをいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

この基金ですが、2つとも旧赤泊村のほうから持ってきた基金でございます。それで、条例のほうで附則でこの条例の失効ということで、この条例は平成21年3月31日限り、その効力を失うというような条例になっております。

それで、まず1番目の赤泊情報通信施設運用基金については3月31日をもって効力を失うということで、この分については財政調整基金のほうに積み立てをしたいというふうに考えておりますし、赤泊教育施設建設基金、これについても3月31日をもってその効力を失うということで、今市にある基金、教育文化施設建設基金のほうに積み立てたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 金田淳一君。

○5番（金田淳一君） 5年間たったので、それが時間切れだということで理解しますが、これそれぞれ条例があるわけですが、今回繰り入れたということで条例の廃止というのは提案はこの後あるのでしょうか。今回は提案がなかったようですが、それは取り扱いはどうなりますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、条例の附則で、この条例の失効ということで、21年の3月31日限りでその効力を失うということで、条例の廃止は要らないというように考えております。

○議長（竹内道廣君） 臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 今の附則のこと、失効するということですが、普通条例の制定、改廃については条例で規定するということになっておるかと思うのですが、これはこれでいいのですか。条例の廃止条例というものが必要ではないかと思うのですが、総務部長、いかがですか、その見解は。失効だけでよろしいのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今財政課長のほうからそのような答弁があったわけでありまして。そのとおりにというふうにも思いますが、さらに精査してみたいというふうにも思います。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 19ページの上から2行目、商工費国庫補助金、まちづくり交付金減が800万円、それから27ページに商工債、これまちづくり交付金事業減2,450万円、合計3,250万円が減になっているわけですが、これは一般質問のときにして、文化財が出ることによって事業が遅れているというご説明をいただいたのですが、これはそっくり今年度21年度にこの事業が繰り越されて上積みされた予算措置がされているというふうに思うのですが、そのように理解してよろしいですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

考え方としてはそのとおりですが、ただ5年間の事業ですので、あと残り3年ございます。その中で、この部分については消化していきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 世界遺産登録に向けても非常にこの事業は私は大切な事業というふうにとらえております。できるだけひとつ早目に対応していただくようお願いしてやめます。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 14、15ページのケーブルテレビのことなのですが、ケーブルテレビ放送施設負担金減2,200万、その下で総務管理使用料マイナスの800万、これはどのように理解すればよろしいのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小橋情報政策課長。

○情報政策課長（小橋敬鷹君） お答えいたします。

当初ケーブルテレビ、19年度で整備完了したものですから、20年度加入促進を図りまして、1,500件ほどの加入引き込み工事を予定しておったのですが、非常に加入の伸びが悪かったということで、加入者からの負担金2万円について減額措置をさせていただきたい、それと使用料についても加入者が少なかった

ために収入が得られなかったということでございます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 今の裏を返せば、いかにこの佐渡市のテレビがおもしろくないかと、魅力がないかということなので、これは質疑ですから、これ以上は言いませんけれども、早く民間の佐渡テレビとどういう形で一緒になるのかわからないけれども、しかも放送局を2つも持って予定よりも入る人が少ない、こんな無駄なことはないと思うので、ぜひとも総務委員会でこれ検討してもらいたいのですが、この議会とかせいぜい市長の記者会見ぐらいがおもしろいので、あとだれでもそのテレビを見ておる者はおりやせぬ、あんなもの見る必要はないというのが市民の声です。だから、その辺を十分配慮してもらいたいのですが、そうすると来年度はこの分も上乘せして入るべく番組の内容を魅力のあるものにするのか、あるいはもっと営業して、この分を含めたものを考えているのか、その辺はどうなのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小橋情報政策課長。

○情報政策課長（小橋敬鷹君） お答えします。

議員が言われたように、番組の内容をさらに充実させていきたいということと、今年度非常に低迷であった加入者については、さらに加入促進を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 細かいことは聞かんですけれども、大きいところで2つだけ聞いておきたいことがある。

2ページの市税が補正で5,100万円落ちておるのです。もう一つ、使用料及び手数料で525万7,000円が落ちておると。何を私が聞くかということ、ところが、この当初の市税が2億8,643万7,000円落ちると。それから……私が聞きたいのは、こういう傾向が出てきたということが今後佐渡市の、つまりこれ自主財源ですよね。この自主財源でこれだけ落ちてくるということをどういうふうはこの補正予算で今後予測しておる。補正予算たって、これはもう当初予算と一緒に出てきた補正でございますから、その関連性において、この数字をどう見るかということをお聞きしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） 私のほうから税についてだけお答えをいたします。

今回の補正でございますけれども、非常に不況ということで、今回法人税の減につきましては、特に建設、製造業が落ち込んでおるといふふうなことで精究をしまして、今回削減をさせていただきました。

それから、当初予算にということでございますけれども、当然当初予算の見込みにつきましても大分下方修正をしております。それぞれ市民税、法人税等々、今の現況を踏まえまして、大幅な伸びの減ということで計上しております。数字につきましては、また必要であれば21年度予算のときに説明をしたいと思っております。

〔「いや、もう一つ」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

歳入財源の確保ということが大変重要なことと考えております。景気の低迷ということですが、やはりこれから産業の振興等を図って税収等が、歳入がふえる予算措置をこれからしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 市長が喜ぶような答弁やっておるね。それは大変結構なことなのですが、もう一つ私は重視しておるのが、この使用料及び手数料が525万7,000円補正で落ちておるのよね、これがすぐ連動する当初で1億1,700万を超える1億1,714万9,000円ですか、これだけ落ちるわけですよ。そうすると、税がこういう経済状況ですから、これは大体こんなものだろうかなと、こう思うのだが、この使用料が落ち込んでくるということは、どういうことを想定してこういう数字を上げたのですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 加賀議員、補正と新年度予算と絡めて質問しておるのですか。

○27番（加賀博昭君） いや、だからそういう傾向が出てきておるので、どう見ておるのだというふうに聞いている。つまり使用料が落ちてきたということは、どういうところがどうなるかというふうに見ておるのだという。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

使用料等の落ち込みについては、ケーブルテレビのほうが特別会計のほうに行って使用料が入ったということで、その分の落ち込みが大きいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

続いて、歳出についての質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） それでは、54、55ページの8款の土木費、54ページ、6項の街灯維持費についてお尋ねします。

補正前は5,230万円と、そして55ページ、11節需用費、街灯管理費として修繕料増200万円となっていて、街灯維持費が合計、光熱水費と修繕料、すなわち電気料と修理費が平成20年度は5,230万円ですけれども、今回の補正で街灯の修理費が200万円増についてお尋ねしますけれども、そこで街灯には各地域にある蛍光灯使用の防犯灯と水銀ナトリウム灯使用の道路照明とがこれ2種類あるのですけれども、そこでこの200万円増というのは、この防犯灯の修理費は幾らで道路照明の修理費は幾らなのかお答えをいただきます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

- 建設部長（田畑孝雄君） 補正予算の200万でございませけれども、これについては今ほど言いましたように防犯灯と水銀灯、道路照明がありますけれども、今のところその200万円の区別はしていません。

〔「聞こえなかったな。何だ、何と言った」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内道廣君） 内訳区分してないという。

〔「わからないって」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内道廣君） 200万円の内訳区分をしてないというわけだ。

〔「わからないって」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内道廣君） 防犯灯に幾らというのは。

中村良夫君。

- 13番（中村良夫君） ここが一番大事なところなのですけれども、恐らく多分聞くところによると、何か請求書が一括であることから、この区分については何か金額差を根拠として比率を算出したと、防犯灯のほう80%で、道路照明が20%と聞いておりますけれども、そのようにどんぶり勘定で、言葉悪いですが、そのようにして請求書が一括、そのような内容になっているのでしょうか。

- 議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

渡邊建設課長。

- 建設課長（渡邊正人君） お答えいたします。

平成19年度ベースで光熱水費が2,900万余りでございます。平成20年度は今現在2,500万、それから修繕費につきましては平成19年度で1,900万余りでございます。平成20年度で今1,400万余りでございますので、その分の不足するということで補正をお願いしたというものでございます。

- 議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

- 13番（中村良夫君） 最後です。

今ちょっとお尋ねして答弁をいただいたのですけれども、防犯灯と、これから問題出てくるのですけれども、道路照明との修繕費ですか、これ区分されていないということが今ちょっとわかったのですけれども、これは少しまずいのではないかというふうに考えます。

もっと難しいことをお尋ねします、最後。お答えできたらお願いしたいのですけれども、そこでこの200万円増も含めて、この修理費が計算しますと平成20年度、予算上、私計算してみました、合計が年間2,250万円となっております、この修理費が。平成17年、18年、19年度と比較すると、それを上回る平成16年度に要した修理費費用、約2,300万円に近い、高い予算となっているのですけれども、これはどういうわけなのか。もう最後ですから、もう一個聞きます。それが1点。

それから、2点目は、今回の補正で電気料、修理費、工事費合計しますと5,430万円となっているのですよ。それで、平成16年度から見ると、この平成20年度は一番高い予算となるのですけれども、これはどういうわけなのかお尋ねします。

- 議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

渡邊建設課長。

- 建設課長（渡邊正人君） お答えいたします。

寿命が来た器具が多くあるのではないかというふうに思っております。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 49ページの農林水産業費ですが、7目の農業整備費、この中で国営土地改良区未加入者加入促進事業補助金減6,278万、これ当初予算に同じ額のとっておりまして、全部ここで減額するわけですが、どういう理由で減額するのか、また減額してもこの後こういう経費は必要ないのか、未加入者の加入促進するような必要がなくなったのか、その辺2点についてお伺いいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

この事業につきましては、今現在外山地区のダム建設を行っておりますが、これの受益地につきましては土地改良に入っていない方が多いということで、その加入促進のために当初上げさせていただきましたが、やはりまだ現実的にダムもできていないというようなところもありまして、実際に入っていたけなかったということでございます。これは今までの基金、各市町村で積み上げてきました国有の基金を取り崩して運用するものでございまして、この後加入促進を続けていかなければならないのですけれども、もう少し時間が必要なのかなということでございますし、そういう点ではほとんど出なかったということにはちょっと見込みが甘かったのかという感じもしております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 38ページ、3款民生費、2項の児童福祉費、3目の保育所費についてであります。

これは、39ページの保育所運営費というところを見ますと、臨時職員賃金増が3,351万9,000円、これが大幅にふえております。その根拠。

それと、その下の私立保育園支援事業の民間保育所未満児保育事業補助金増165万9,000円、この内訳についてご説明をお願いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

この臨時職員の賃金増でありますけれども、これは当初4月のときに臨時職員125人で考えていたのですが、ことしの2月で、これ保育士ですが、148人ということに増員になっております。その原因につきましては、今年度途中の入園の、特にゼロ歳あるいは1歳児の利用が多かったということです。ゼロ歳の場合には3人に1人の配置基準、それから1歳、2歳児については6人に1人の配置基準ということなのですけれども、そういう利用園児がふえたことで、職員配置に合わせまして臨時職員が二十数名多くなったということでもあります。

それから、その下です。民間保育所未満児保育事業補助金増、これにつきまして内訳といいますか、これもやはり民間の保育所でもゼロ、1歳児の受け入れがふえたということでもあります。

○議長（竹内道廣君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） これは私の所管でございますので、臨時職員の賃金増についての明細は資料として



委員会で提出してください。お願いしておきます。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 32ページ、33ページのこの企画費及び姉妹都市等交流費、関連がありますので、ここで聞きますが、航路対策事業でジェットfoil運行社会実験補助金が240万、小木直江津航路運賃助成事業補助金減が400万、それから下へ来て小木直江津航路利用促進交流事業委託料減が50万、小木直江津航路利用促進交流事業補助金減が270万、金額は小さいのですが、これは重要な意味をはらんでいると思うのですが、この原因を教えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） お答えをいたします。

まず、ジェットfoilの社会実験補助金ですが、これは去年行われましたジェットfoilの社会実験、それに伴うハード整備事業費になっております。具体的には小木港にジェットfoilがとまれるように所要の施設をハード整備したという設備投資費ですが、これにつきましては、当初想定していたよりも整備事業費が少なくなったというところで減額をしたということになっております。それが1点目です。

それから、小木・直江津航路の運賃助成補助金ですが、これにつきましては小木、直江津の利用促進を、活性化を図るということで計上させていただきましたが、当初650万だったのが232万7,000円の執行にとどまるということで減額をさせていただいたということでございます。これにつきましては、なかなか当初想定していたよりも利用者が少なかったということになってございます。

同じ理由につきましては、下から2つ目、2つともそうですが、小木、直江津に絡む姉妹都市交流に対するお金でございますが、これについても当初想定していたよりも利用する団体等が少なかったということで減額をしたということになっております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） このジェットfoilの補助金というのは、安いチケットに対する補助金の減ではなくて施設に対する減なのですか。

それと、今部長からお話があった小木・直江津航路、鳴り物入りでやった6,500万等々の補助金でやっているわけですが、これがこれだけ減ってくると、また21年度も予算を組んでいるのだらうと思いますが、減ってくる、これはいわずもがなのことだと思うのですが、わかりきってこうしてやっているというところに問題がありやせぬかと思うのですが、21年度についてはこれを踏まえて、さっきのケーブルテレビと同じように、ただ20年度もやったから21年度もやるというのではなくて、この補正予算の減額のことを踏まえて部長として新たな考え方があるのかどうなのか、それを聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） お答えいたします。

確かに補正で減額をさせていただいたとおり、利用者がなかなか伸びていなかったという現実がございます。ただ、来年21年度事業にも一定の経費は計上させていただいておるところでございます。理由とい

たしましては、確かに利用者が現時点では少なくなっているものの、将来的には小木地域含めた南部地域の観光の活性化につながるように、やはり一定の行政からの支援はしていかなければいけないだろうということで、県、それから上越市等と一緒に今やっているところでございますし、さらに長期的に言いますと、2014年に北陸新幹線が金沢まで延びるというところに備えて今の時点で火を消すわけにはいかないというふうに考えておりますので、一定の事業をやっていかなければいけないのだというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） いや、部長は大変いいことを言ったのですが、火を消すことができないという程度の認識だろうと、私も実はそう思っているのですけれども、火を消すことができないという認識程度のことしか将来見通せないのだろうと。とすれば、恐らく将来はカーフェリーをどうする、ジェットfoilにする、あるいはV字航路にするというあたりを恐らく念頭に置いて火を消すことができない、まことにいい答弁だと思うのですが、そのように今の認識は、私の認識にそう間違いがないというふうに部長のほうで認識しておりますか。最後にそれだけ聞いておきます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） お答えいたします。

火を消すことができないと言いましたのは、何も消えかかっているものを絶やさないという意味ではなくて、さらに燃やしていきたいという積極的な意味でお答えさせていただいたので、それが1点と、将来的には現在佐渡汽船が経営改善に向けてやっておりますので、その中でいろんな航路のあり方も含めて判断してやっていくのだというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第61号についての質疑を終結いたします。

これ以降の補正予算については、歳入歳出一括でお願いをいたします。

次に、議案第62号 平成20年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） ポイントだけちょっと聞かせて。

73ページ、ここの国庫補助金が1億4,500万を超える金が入ってきていますね。これはいいことなので、したがって繰入金金が1,200万ばかりこれが一般会計へ返すということでしょう。そうすると、国保はやはり私が予想しておるとおり、うまくいくだろうなと、こう思うのです。そこで、お聞きしたい。この1億4,554万1,000円という中に特特が入っていますか。私は特特は入っていないと見るのですが、どう見ればいいのかということが1点。

それから、歳出のほうへいきまして、保険事業費を1,610万円、これが補正減になっておる。これは一体何をやらぬようになったのだからということをお聞きしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

国庫補助金等の更正減につきましては、議員おっしゃるとおり特特、特別交付税の部分というのは入っておりません。

それと、もう一点、保険事業の更正減につきましては、これは特定健診に係る事業費、これがほぼ精算がついたものですから、不用残分の更正減をさせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） そこで、あなたたちはそれでは特特をどのぐらいに見ておるのかということ。

それから、補正減にしたのは悪いとは言いません。したがって、このままこれが当初予算へいくわけですから、私は大丈夫だと思っておるのですが、さて特特をどう見ておるか、この1点だけお答え願いたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

特特の部分につきましては、19年度の決算で5,514万6,000円入っております。現在事業等の精算がつきまして、県のほうに資料提供をしているところでございます。したがって、この後それについての金額が県のほうから提示されると思っております。今の私どもの見積もりでは、大体4,500万ぐらいのお金が入ってくるというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 約2億に近いお金がこの後入ってくると。補正を含めて、補正の現在の1億4,500万を含めて大体2億近いお金が入ってくる。そこで、ぜひひとつこれからこれが本当に実になるように、健康で暮らせるような施策を大いに発動して、そしてますます県下一の佐渡の国保を名実ともに充実するようにお願いしておきます。

終わります。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 2点ほどお尋ねをしたいと思います。

ページ数でいうと、94、95ページの予備費の関係であります。この補正で7,500万を予備費に積むと、そして予備費の合計が1億7,000万円と。本算定のときに、いろいろ予備費は要らぬではないかという話があって、市長も、ううん、ちょっと多いかなというような答弁もしていたようですが、このように予備費が積み立てられる必要があるのか。精算ということもあるのですけれども、そういう意味でいうと、当初の見積もりが極めて甘かったのではないかというふうに思うのですが、その点どのようになっているのか。

それと、もう一点は、本算定の関係もありますけれども、基金残高というのは幾らになりますか。  
この2点お尋ねをします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

予備費につきましては、20年度の本算定のときにいろいろご意見を出していただきました。今回補正の部分につきましては、前回12月定例でお願いしたと思うのですが、調整交付金の返還ということで3,000万弱予算をお願いしたということでございますし、そういう部分も含めまして、先ほどの調整交付金等の精算の部分もその中にも入ってくるものですから、今から給付費に計上するということがなかなか理由が見つからないものですから、予備費のほうに計上させてもらったということです。

それと、基金につきましては、この20年度につきましては1億2,000万を繰り入れる予定にしております。そうしますと、今現在大体2億程度の保有という形になると思います。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 年度末ですから、こういう処理しなければならないのはわかるのですが、つまり結果として、今課長も言いましたが、本算定のときにいろいろ議論があったけれども、予備費をもともとこんな要らなかったと、今聞けば基金が2億円、予備費が1億7,000万円、つまり一気にこの間ためてきた基金分ぐらいがことし大幅な黒字の傾向になる、こういうふうに思うのですが、こういう理解でよろしいですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、今年においても約4億ぐらいの繰り越しという形になるというふうに想定しております。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第62号についての質疑を終結いたします。

議案第63号 平成20年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第63号についての質疑を終結いたします。

議案第64号 平成20年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第64号についての質疑を終結いたします。

議案第65号 平成20年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第65号についての質疑を終結いたします。

議案第66号 平成20年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第66号についての質疑を終結いたします。

議案第67号 平成20年度佐渡市土地取得特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第67号についての質疑を終結いたします。

議案第68号 平成20年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第68号についての質疑を終結いたします。

議案第69号 平成20年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） この歳入の部分で聞きますが、204ページ、205ページに例の緑資源機構造林事業受託事業が減ったということは例の問題があったためかと思うのですが、半分以下になっているということについては、この後もこのたぐいのものは減っていくのだろうと思うのですが、その辺どのようにお聞きになっていますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回緑資源の関係受託収入が減額になったということにつきましては、作業道の工事について費用の関係で実施できなかったということで、期限内に工事もできなかったということで取り下げをしたということでありまして、大きなそういう流れの中での減額ということではないということであります。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第69号についての質疑を終結いたします。

議案第70号 平成20年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第70号についての質疑を終結いたします。

議案第71号 平成20年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第71号についての質疑を終結いたします。

これより平成21年度予算の質疑に入ります。一般会計については、歳入歳出別とし、歳出はさらに款ごとに分けて行いますが、特別会計及び企業会計については歳入歳出一括でお願いをいたします。

それでは、議案第72号 平成21年度佐渡市一般会計予算の歳入についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 議長に許可をいただきたいのですが、歳入と歳出と関連する部分がございますが、若干関連してもよろしいですか。

○議長（竹内道廣君） よろしいです。

○4番（白杵克身君） はい。

それでは、まず予算書でなくて予算の説明書のほうでお伺いしたいのですが、その6ページなのですが、（2）の性質別歳出予算というのがございます。今年度予算額が総額で408億ということになっておりますが、市が作成しました19年から25年度の財政計画、それとのこれは目標数値ですけれども、総体では5,000万円ですか、減っております、これは市税の減収程度にしか見えないのですが、ちょっと比較してみますと、特に大きいのが、私の比較が間違っていないかと思うのですが、扶助費が24億5,200万になっておりますが、これがちょっと1億200万くらいふえております。それから、この補助費が特にふえております。本年度は34億ということですが、この市の計画ですと24億くらいになっておまして、非常にこれがふえております。この辺の原因についてお伺いしたい。わかる部分もあるのです。例の佐渡病院の補助金とかという、そういうことも理解できますが、あと公債費については大体計画どおりにいっておるようですが、特に普通建設事業費、これについては60億8,500万、これがちょうど19年に策定した財政計画ですと、81億くらいになっておるわけです。そうすると、この中で約20億の減ということになっております。歳出予算の総体はその割に減らない割には普通建設事業の減りが、減少が非常に多いということですが、この辺を踏まえてこの性質別の予算の配分といいますか、この辺がどういうことになってこうようになったかというふうに分けられておるか、まずその点についてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

普通建設等については、ことしは昨年真野小学校、それと新穂小学校、それと消防署の関係があつて昨年までは膨らんでいたのですが、ことしはちょっとそれがなくなったということで少なくなっておりますし、この後22年以降については大型プロジェクトがたくさんあるというようなことで大きくなると思っております。ここで20億ほどの財政計画との開きがあつたのですが、それについては建設計画等の見直しをした結果、本年は非常に少なくなったというように感じております。

補助費等については、比較的落ちるのでないかというようなことを考えていたのですが、国から等の中山間とか海の関係の交付金、それとか農地・水等の関係が事業費が変わらないというようなことで、自分

たちの財政計画の見方が甘かったのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 今の分析については、また委員会の中でさらに詳しくお聞きしたいと思いますが、そこで8ページですが、地方債のところでございますが、この利率のところを書いてある中身に、5%以内の下に、ただし書きのところですが、地方公営企業等金融機構資金とありますが、これが何か4月からですと地方公共団体金融機構（仮称）に改組されるというふうにお伺いしておりますが、その中のあれを見ますと、一般会計の長期低利の資金の貸し付けというような項目がございますが、幾つかあるわけですが、その一つが地方公共団体のニーズを踏まえ、貸付対象、貸付期間、利率設定、方式等について柔軟に対処すると、こういう記載がございますが、この辺については佐渡市の場合該当するのか、見方によれば恩恵を受けるのかどうか、この辺を1点お聞きしたい。

それから、もう一つですが、同じくその機構の中に、一般会計の部分については……

〔「下になる」と呼ぶ者あり〕

○4番（白杵克身君） 失礼、一般会計におきまして、臨時財政対策債の対応ということでこういうふうにご記述されております。臨時財政対策債の急増に対処し、長期の資金調達が困難な市町村分を中心に5,000億円程度を貸し付けると、こういうものが総務省の出しておる文書であるのですが、この辺が具体的に佐渡市に該当するかどうか、企画財政部長、今の情報でわかっておる範囲でお聞かせをいただきたいと思えますし、それからもう一点、29ページですが、小規模・高齢化集落支援モデル事業補助金というのがございます。金額がわずかなのですが、この中身、どういうことを実施するものか、歳出とも関連ありますが、お願いいたしたいと思えます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

地方公営企業等の金融機構の資金ですが、特別に佐渡市がどうのこうのということはないというふうにご考えておりますし、臨対債についても国のほうでこの資金については、どこの資金を使いなさいというふうな指示があるので、自分たちのほうでは選ぶことができないというふうにご考えております。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） 29ページの小規模・高齢化集落支援モデル事業というのでございますが、これモデル事業ということで佐渡市では今安養寺地区を予定しております。これは地区で市なんかも入って協議会をつくって、わかりやすく言えば中山間のメニューみたいなソフト事業をやって高齢化集落の整備というか、活力を取り戻そうというような事業でございます。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） それでは、臨時財政対策債、当初12億のせておりましたね、計上しておりますが、これの今後の見通しというか、これ以上ふえるのだろうと私は期待しておるのですが、まあまあ起債とはいっても100%国の措置があるわけですから、あれなのですが、この辺の見通しは今の段階でどの程度こ

の後計画、見込みがありますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えをいたします。

この当初予算では、昨年11億が1億ふやして12億というふうに予算のっているのですが、国のほうの地財計画では55%程度伸びるといふふうに言われているのですが、当初予算ですので、余りこれを借りても返さなければならない、多少全額、交付税措置はあるのですが、これについては最終的に計算して借りられるものは補正で対応したいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） まず、歳入のほうでお聞きをいたしますが、市税で対前年2億8,643万7,000円、これが減になっておるわけです。そこで、それをさらに見ていったときに、予算書の12ページで見てもらいたいのですが、固定資産税が1億2,467万7,000円落ち込んでおると、ちょっと深刻な状況なのですが、これをどう見ておるのかということと、そこで特徴的なものについて聞くのですが、14ページにいきまして、消費税交付金が7,000万落ち込んでいる。それから、自動車取得税交付金というのがやはり7,000万ぐらい落ちている。特にただし書きがついておって、旧法による自動車取得税交付金というのが2億6,800万落ちると、こうなっておるのです。まず、このような収入減ということについてどのように見ておるのかどうか、それから最後に質問をした旧法による自動車取得税交付金の2億6,800万円の減、これがどういふふうな意味を持っておるのか、それで道路財源との絡みで出てくる数字だろうと思うのですが、その辺のところをもうちょっとわかりやすく説明を願いたい。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） 市民税についてお答えをします。

議員おっしゃるように、固定資産税約4.5%の減を見込んでおります。来年度は評価替えの年度でございます。価格評価の現下の影響や宅地の価格が下落を想定されます。今私どもが評価替えの算定をしますと、約4.5%ぐらい減額になるという見通しでございます。

○議長（竹内道廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

まず、地方消費税交付金の7,000万の減ですが、これについては、やっぱり景気の低迷による購買の減少ということで少なくなるということで認識しておりますし、自動車取得税交付金の関係と旧法による自動車取得税交付金ということですが、これについては、加賀先生のほうも言いましたように、道路特定財源が今度は一般財源化されるということでもあります。使途が特定されないものになるということで、この自動車取得税交付金、これについては新法によるものでございますし、下のほうの分については旧法によるものということで、これについては、あくまでも4月1日から新法が適用になるということで、その前のガソリン税については、旧法で歳入になるということでもありますので、両方合わせると昨年と同じ金額になるかと思えます。



以上です。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） それでは、歳入の関係で地方交付税の関係でお尋ねをいたします。

本年度は前年度に比べて3億円余りふえるという中身になっているのでありますが、そこでまず先ほどの予算に対する説明の中で市長のほうからも話がありましたが、今年度は地方交付税が1兆円上乗せをされたと、そしてその1兆円の内訳は何かといえば、地域の雇用創出の推進費が半分の5,000億円の50%、2番目には地域の元気回復に向けた地域活性化の財源が15%、3番目には公立病院の財政措置と少子化対策が15%、4番目には公債費の償還期限の見直しに対応する財源が20%というふうになっているわけですが、佐渡市の場合、これと同じ理屈で、比率とは言いませんが、来ているわけだろうと思うのですが、その辺がどのようになっているのかお尋ねをしたい。

とりわけ1番目に言った地域の雇用創出については2年限りだと、前期3年に合わせて2年限りの措置だと。だから、地域で雇用や地域経済のために大いに使えというのが今の国の方針だと思うのですが、その中身についてお尋ねをしたいのが1点です。

もう一点は、2次補正との関係です。全員協議会の中でも財政課長、資料は回収をしましたが、報告がありました。佐渡市の新年度予算を見ると、こうってはなんですが、余り特徴がないように私は思っているのです。今もめていますが、国の予算との関係では雇用と地域経済どうするかということで、2次補正の中身がすぐ21年度に生かされてくるわけですよ、生かさなくてはいけないわけです。その辺の部分がこの施政方針を見ても余り色濃く出ていないように思います。その辺はどうなのか。

もう一点は、昨年地方再生対策枠というのが約6億円ありました。第2次補正であります。財政課長、配った資料には書いてあったのですが、とられてしまいました。12億7,355万円。ですから、前々年度と比べると約18億円近い財源が生まれることになるわけですが、それをどのように使うのかという計画がもう既にあると思うのです。例えば財政課長が回収しました紙に書いてあった地域活性化・生活対策臨時交付金、これについては2月20日までに計画を出せと、それに合わせて補正予算が通れば、さっき言った約13億円近いものをおろすと、こう言っているわけです。

2次補正の関係でもう一つ言うと、ふるさと雇用再生特別交付金、これもそうですし、緊急雇用の創出事業交付金も、これも2月に改めて事例集を示すので、どういうふうに取り組むのかということをお尋ねをしておりますが、その辺どのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

まず、交付税の伸びですが、確かに国のほうでは1兆円伸ばしております。その中で、地域雇用創出推進費というふうなものも総額で5,000億円伸びております。うちの場合には、今までにも正規職員の不補充というふうなものがありまして、今賃金等で約7億ほど払っております。そういうものにも充てたいというふうを考えておりますし、予算総額、交付税では3億というふうな伸びになっておるのですが、確かに留保財源は今までにない金額を留保しておりますが、この後もう自分たち、予算つくるときにも、はや国のほうでは新年度の第1次補正をどうのこうのと言うておるようですが、自分たちにもそういうものは

もう当然あるのではないかというふうなことで、そういう財源も留保しているということでご理解願いたいというふうに思います。

国の2次補正の関係ですが、確かに12億7,300万何がしが来るということで、それに対する補正については、この後国のほうで今週決まれば、その後議会のほうに提案したいというふうに考えておりますが、いろいろこの前資料を示したように、米、柿等の運賃補助や、あと普通建設というか、保育園、小中学校等の修繕費等合わせて約17億ぐらいの予算をこの後お願いしたいというふうに考えております。

あと雇用等の関係ですが、あくまでもふるさと雇用とか臨時緊急雇用とかについては、国の2次補正でいただいたものを県のほうで基金に積んで、その分を翌年度から各市町村で予算化したものを県のほうで補助を出すという制度ですので、新年度にそういうものが予算ではあらわれてきております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） まず、今年度の地方交付税の関係で今ほど答弁があった地域雇用創出推進費の関係です。今ほどの答弁ですと、賃金等に充てたいということで、決して賃金悪いわけではないのですが、経済と雇用の状況が深刻だからというところで、特別対策として、しかもこの比率については段階補正、自主財源割合、住民税の所得割、それと1次産業就業比率を基準に算出をしていますから、かなり大きな額ではないか。先ほども言いましたが、約13億あたり来る交付金の地域活性化の交付金は、新潟県内の中で佐渡が一番ですよ。そういった意味で、これも同じように、これについては、先ほど今の答弁と学校のものとか学校建設とかと言いましたが、もともと学校建設はそれがなくてもやる予定になっていたわけです。手振っていますが、予定があるところに入れるのではなくて、この予算をどう使って地域経済や雇用に結びつけるかということで、国が今組もうとしている予算の中にすればわずかなのですが、それでも地方は助かる予算が入っているので、本当にそういう角度で使っていく必要があるのではないかと思います。その辺いかがか。

それと、緊急雇用やふるさと雇用でいうと、例えばふるさと雇用の再生の中身で、国が皆さん方に示しているトップは、介護や福祉分野での高齢者への生活支援あるいは介護周辺事業に使えと。2番目に子育て分野、3番目に医療の分野、そして4番目になって初めて産業振興観光、環境に使えよと、こういうことまで提示しているわけですから、私はこの2次補正予算も含めて、まだ通っていないからというのでしょうけれども、21年度、地域の雇用や経済をどう守るかという角度でやっぱり迫っていく必要があると思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） ちょっと議員、勘違いしているのではないかなという点があるのですが、というのは12億7,000万については、今年度の国の補正予算であります。それについては、この前全員協議会でも申しましたように、21年度事業の修繕とかそういうものを前倒しにして、なるべく早く事業を出して地域経済の復興に充てたいというふうなことで考えております。

それと、地域雇用推進費、確かに全国で500億円、うちの場合には今の国のほうの総務省の試算ですと、5億ほど予算は来るようになっております。これについても今地域の活性化交付金については、県内でト

ップの12億ですが、これについてはトップというふうにはいきませんで、4番目ぐらいに来る金です。確かにこれについての使い道については、地域の子育て支援事業費、保育所の運営費とか学校の給付環境の充実、がん検診の受診率の向上、また耐震改修等の維持補修費の増というふうなことで、国のほうでは予算項目上げているのですが、これについても人件費、賃金等の予算計上ばかりでなく、こういうものに充当してあるというふうを考えております。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 勘違いだったら、間違いだったら、また訂正をしていただきたいと思います。

例えば13億円近く来るものでいうと、今のお話ですと、今度やる予定にしている08年度の佐渡市の補正で、その12億何がしを全部使うということなのかどうなのか。例えば地域活性化・生活対策の臨時交付金でいえば、つまり交付額の3割以内については、基金について19年度にも充てることができるというふうになっています。ですから、3億何がしになると思うのです。もともと国自体も、この年度末に来てこういった補正組むから、年度の中ではなかなか納めにくいよという中身になっているのと思うのですが、その辺いかがか。

そうしますと、その点では先ほど言ったふるさと雇用再生や緊急雇用の問題についても今年度、つまり20年度でけりをつけてしまうという、さっき13億円を20年度に使い切ってしまうというのと同じ考えで取り組むという理解でよろしいですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

地域活性化交付金については12億7,000万余り、これについては確かに3割程度は基金に積んで、新年度に使ってもいいということですが、うちの場合には各課から要望をとって見たところ、その12億7,000万を超える要望があったというふうなことで、ことしのうちに全部消化してしまう、より早く経済の景気の回復に使いたいというふうな考え方で、ことし全部予算化してしまいます。

ただ、国のほうの財源の関連法案が通るのがまだ決まっていないというふうなことで、この後の議会上程になるということでもありますので、全額繰り越しになるのではないかなというふうを考えております。

それと、ふるさと雇用とか臨時雇用の関係については、県の予算であります。県のほうでことし基金に積んで、21年から23年にかけて各町村で行った事業に対して補助するということですので、ことしも20年度も若干使うというふうな話は聞いておりますが、ほとんどが翌年度以降に使うのではないかなというふうと考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

まず、第1款議会費及び第2款総務費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費の質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 93ページ、3款の民生費ごらんください。上から4つ目の二重丸、敬老事業についてお尋ねいたします。

昨年の12月議会で敬老年金ですか、祝金を廃止してしまいました。そこで、消耗品費534万5,000円だと、これどういうことなのか、内容について今までこうでありましたけれども、こういう理由でこうなりましたとお答えをお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えしたいと思います。

12月議会でいろいろご議論いただきました敬老祝金の関係でございますが、今のところいろんな議員皆様方のご意見もいただきまして、検討した結果、この534万5,000円につきましては、93歳以上の方に支給をするということでございます。93歳からは年額5,000円、それから100歳を超えてからは、100歳以上の方には1万円という形で支給をさせてもらいたいと思っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 消耗品費の内容については、商品券のほうを考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 敬老年金祝金にかわって、要は品物だと、商品券とか品物、だからこの予算上には消耗品費と、これわかるのですけれども、388万5,000円も削って高齢者の長寿を祝福して敬老の意をあらわすのに、消耗品ということはわかりますけれども、名称を私は変えるべきでないでしょうか。佐渡市には配慮とか気遣いが無い。お答えいただきたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） お答えをしたいと思います。

今ほど中村議員から消耗品費というお尋ねがございました。私どものほうでは名前よりも実をとるということで、商品券ということで高齢者の方々に優しいものをお届けしようという趣旨でこのように計上させていただきました。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 要は、要するに福祉の心というか、そこをちょっとお答えいただいたのですけれども、ではもう最後、1回しかないもので、その上、老人クラブ活動、これ平成20年度の当初予算で見ますと、老人クラブ活動事業、単位老人クラブ補助金、老人クラブ連合会補助金、これ削られているのですけれども、平成20年度と比べると、どのような内容になっているのか、それで、もうこれ1回しかないもので、それが1点と。

それから、今先ほど敬老祝金約400万円、これ削ったのだから、お年寄りを粗末にすると大変なことに

なりますので、老人クラブの補助金はたくさん渡していただきたいと思います。お答えをお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） ご質問にお答えをしたいと思います。

ただいまご指摘のありました単位老人クラブの補助金、連合会等の補助金につきましては、私どものほうでは基準額等につきまして、従来どおりの設定をさせてもらっておりますが、たまたま老人クラブの数等につきまして、人間、中身の会員数等減っておるものですから、その内容によりまして、若干でございますが、予算額が減となっておりますということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 105ページの温泉管理運営費1億1,600万、これは指定管理分の約1億ですけれども、当然今年度で指定管理を出さないで、21年度に指定管理にするかしないかという判断を求められると思うのですが、そのような理解でよろしいですか。

107ページから109ページに保育所の問題がさっきから出ておりますけれども、この保育所の人件費については何力所なのか、そして私立保育園支援事業、この私立保育園というのは何力所あって、どういう形で支援をして委託をしているのか、それをちょっと教えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

温泉につきましては、今社会福祉課が持っている施設が5施設、指定管理に出してあります。これが今年度と来年度と2年間という形になりますので、来年度の中でその施設を今後どうするのか検討をするということになります。

それから、保育園につきましては、今統合計画を進めておりますけれども、へき地保育園を含めまして35園を減らしていくということですので、その中で北狄保育園、それから本年度、歌代保育園が統廃合になるということになります。

それから、私立は3園あります。それぞれにつきまして、運営費の補助をしているということでございます。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） そうすると、指定管理、丸括弧になっておりますけれども、必ずしも21年度中に指定管理の公募をするとは限ってはいないという理解でよろしいわけですね。

それから、私立保育園の支援事業、私立保育園が公立よりも多くなって委託することはいいのですが、例えば私がここで聞きたいのは、海星幼稚園というのがありますけれども、その人数と、その支援の仕方と、それから金井にも私立の保育園がありますけれども、その辺、支援の金額に違いがあるのではないのかなということで聞いておるわけで、その辺について教えていただきたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

温泉施設につきましては、議会の特別委員会、昨年度ありました。その中では、地域にバランスよく3つほど残すということで委員会のほうでそういう提言がありまして、たしかちょうど1年前になりますでしょうか、議会のほうでもそれで了解をしているというふうに理解をしております。市のほうでも温泉等の委員会の中で、おおむね4つということであります。ですので、それを趣旨として3つないし4つを市営で残すのか、あるいはほか民間譲渡していくのか、その議論もやはりしていかなければいけないのだろうというふうに私は考えております。

それから、私立保育園につきましては、人数でやっていくというふうに私は理解をしております。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

藤井教育次長。

○教育次長（藤井武雄君） 資料を持ち合わせておりませんので、後でまた説明させていただきます。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 済みません、それでは114ページ、生活保護費が下のほうにあります。前年度よりも3,995万円ほど減額になっております。

関連で次のページに入りますと、生活保護扶助費のところで4,500万ほど減額になっております。これは前年度に比べて本年度のほうが単純に生活保護世帯の数が減少したことによる減と考えてよいのか、まず最初にお尋ねします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

生活保護は微増でふえる状況にはあります。ただ、やはりその中でも扶助費の中でも医療費等の占める割合が非常に多いのです。それも含めまして、なるべく市の持ち出しもありますので、申請上げていただいて、基準に合えばもちろん生活保護該当するという形になりますけれども、少し予算は抑えた形で今回出させていただきました。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） ちょっと何となくわかりづらかったのですが、私も生活保護世帯というのはふえていっている現状かと思っておるのですが、当初では前年度と比べると低目に設定しておることなのですか、そのようなちょっと意地の悪い言い方かもしれませんが、生活保護費もそうやって対前年と比べて落としているのですけれども、これ生活保護の総務費のほう、最初のページに戻ります。114ページ、総務費のほうは570万も増額なのですよね、前年度よりも。これはどういうことなのですか。あらかじめ低目に設定しているということは、それだけ事務量が減るような、事務量が減った分、総務費のほうもそれに合わせて減額というか、低くなってもいいような感じで私はちょっと理解しているのですけれども、教えていただけますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

それは総務費、人件費等、今社会福祉課の中の援護係というところで生活保護の仕事をしていますけれども、職員、ケースワーカー等、皆さん資格がある人たちですけれども、6人で対応しております。その人件費上がったと、その分総務費上がったということですが、私見てみますと、生活保護、きちんと1つは親族の方もおられるのです。いるのですけれども、なかなか親族の協力が得られないというのがあります。それから、病気で生活保護を受けなくてはいけないという方もおられます。そういった人たちに、当然生活保護は受給をすることになるわけですが、その親族の協力とか、あるいは病気の適用をどういうふうにするのかとか、逆に言いますと、そういう支給事務のほかにケースワークということが非常にこれから大事になってくるのだと思います。そういうケースワークの量というものがふえております。

それから、これは生活保護だけではなくて、生活一般の相談も実はふえておりまして、そういう相談に乗るといえるところでは、そういう今6人で活動しておりますけれども、かなり厳しい状況の中で私は仕事をしているというふうに認識しております。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 今ほど現在は6名なのですが、新年度から今度7人体制ですよということでよろしいでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

申しわけありません。ことしは6人ですが、来年は7人になるということです。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） ページ数でいうと、109ページの先ほどありましたが、私立の保育園関係についてであります。今年度、民間保育所は第3子以降の保育料を無料にするというふうに言われていますよね。公立保育園、自治体の保育園については、財源を一般財源化したものだから、自治体の判断に任せるといふふうになっているかと思うのですが、その辺はどのようにされるのかお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午後 4時48分 休憩

---

午後 4時52分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） 今のご指摘のものにつきましては、ちょっと調べてみたいと思います。それから、いろいろ各ほかの市の状況等も調べてみたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 3款民生費について、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

会議の途中であります、ここで10分間休憩します。

午後 4時52分 休憩

---

午後 5時04分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第4款衛生費の質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 職員の配置のことでお聞きしたいので、若干ほかの課にまたがりませんが、よろしいですか。

○議長（竹内道廣君） いいです、どうぞ。

○4番（白杵克身君） それでは、まず119ページの保健衛生総務費、これ昨年度の当初予算を見ると、ここへの配置は41人だと思うのです。今回56人ということで15人もふえておるわけです。そして、民生費の社会総務費では52人から34人に18人減っております。また、農業総務費では56人から7名ふえて63人というふうなことで、こういう職員の配置になっているわけなのですが、この職員の配置、特に保健衛生総務費で15人もふえたということについては、どういう理由によるものか、また社会福祉総務費では18人減になっておりますが、これは指定管理とか出しておるといって減るのだが、その辺のことについて、一般的なことについて総務部長にお聞きいたしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午後 5時05分 休憩

---

午後 5時14分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開いたします。

答弁を許します。

本間総務課長。

○総務課長（本間進治君） お答えいたします。

まず、当初予算の人員費につきましては、前年度、平成20年度の今現在の人間で21年度の予算をつくります。したがって、昨年41人につきましては、その前の年の3月現在の人員で予算をつくっております。それ以降、20年4月1日に組織改正を行いました。そして、基幹支所と言われます両津、相川、羽茂支所につきましては、今まで市民課の中に市民保健係という組織がありましたが、その支所につきましては保健係を独立させました。その関係で、衛生費のほうの所属の職員となりました。それが10名おりました。

それから、4月の段階で保健医療課に地域医療対策室を4名増員しまして、そこで14名が出ております。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 質問を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 3月31日現在で予算組んで、4月になったら人員増になったと、こういう説明です



が、まだちょっとじっくりしないところありますが、これは総務委員会でまた具体的に全般についてお聞きしたいので、総務部長のほうで前年度との職員の配置の比較表をひとつ出していただきたいということをお願いしておきます。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 済みません、今の関連でちょっとお聞かせ願いたいのですけれども、今ほどの臼杵議員の質問の本間総務課長の答弁は、当初で人件費をやるときは、20年度の前年度の人数でそのまま持ってきますよとおっしゃいました。私、先ほど樋口課長に質問させていただいたときには、6人でやっているけれども、21年度は7人ですよと答弁されたのですよね。ということは、その論法でいけば、樋口課長が先ほど現在も7人でやっているから、21年度も7人という答弁が当然あってしかるべきかと思うのですけれども。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） 済みません、ご指摘のとおりであります。社会福祉課の援護係7人なのですが、1人産休に入っております、実際は6人なのですが、その人を私ちょっと忘れておまして、1年間休んでおまして、その人が1人で7人ということです。

○議長（竹内道廣君） 松本正勝君。

○1番（松本正勝君） 衛生費の127ページ、6目のトキ推進費のことでちょっとお聞かせいただきたいと思います。

デコイ製作等委託料ということで105万ですか、計上してありますが、これ何体の予定、あるいはまたいろいろ聞いておきますと、環境庁でも、あるいはまたある報道によりますと、去年デコイを何体かつくったそうなのですが、トキがそこへ寄ったとか、あるいはまたそれに引きつけられていろんな行動を起こすというようなことがない、あれは無駄ではないかというようなことも聞いておりますが、それによって、またここに105万のついておりますので、どういう計画でどうなっておるのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

木下トキ共生・環境課長。

○トキ共生・環境課長（木下良則君） お答えを申し上げます。

5体を一応予定をしております、全国でバードカービングのコンテストを今実施をしております。その結果を踏まえて、新年度、5体を用意したいということでございます。デコイのほうへ来ないということでございますけれども、今島内にいるトキが7羽というふうなことでございますので、今年度、また秋ごろ放鳥します。そうすると、それが有効に活用していただけるものと思っております。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 松本正勝君。

○1番（松本正勝君） ことしの秋の放鳥をにらんでの計画だと聞きますが、トキが7羽ということで、7羽おって、いろんなところへ飛んで歩いておっても、一羽も寄りつかないというのは、これは10羽ふやしても20羽ふやしても、果たしてくるのでしょうか。恐らく何かトキおっかながって寄らないのではという

ようなこともあるのですが、その辺少しトキをふやせば、そこへ寄ってくるというような解釈でよろしいのですか、お聞きします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 20年度に5体、ほぼ100万で、正確には覚えていませんけれども、つくって、実は何でつくったかというところ、環境庁が放鳥した後、冬のえさ場を認識してもらうためにデコイを5体つくって、ビオトープのところに置こうと、市がつくったビオトープのところへ置く予定でございました。間際になりましたら、環境庁は置かないでくれということになりました。トキは、これは私の意見ですけども、さんざんてんでんばらばら、散り散りばらばらになりまして、ああいうふうな状態になりまして、私の2年目のデコイって、あのときに環境課に言ったのは、デコイというのは外に置いてあるやつは、実はプラスチックでできておりまして、雨に当たっても大丈夫です。ところが、今度募集しているのは、お金を払うとかそういうのではなくて、全国にデコイをみんなで趣味の人たちがいるので、それを募集して、それを全国発信しようというデコイでありまして、それは木で彫ってあるやつ、外へ出すわけにいきせんので、それはどこかの展示用とか全国にそのことを発信すると、宣伝用でございまして、ちょっと今トキ共生課長は勘違いしているのではないかというふうに思います。調整します。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） ページ数でいきますと119ページのすこやかな妊娠・出産事業関係についてお尋ねをいたします。

1つは、妊婦健診14回ということでもまだ国の予算通っていないのですが、それを当てにしてやっているのだらうと思うのですが、先ほど国の予算通っていないのでという話もあったのですが、その辺がどうなのか。

それと、もう一点は分娩費用の補助金ということで4万円、これは以前あった出産祝金を廃止して、またその復活っぽい中身なのですが、副市長は首を振っていますので、具体的にどのようになるのかお尋ねをいたしたい。

それと、3点目には、妊婦健診については、さかのぼって対応できるというふうに伺っております。つまり財政課長あたり、まだ予算通っていないではないかとよく言うのですが、通らないのだけれども、2月までさかのぼっていいよということで厚生省は言っているように思うのです。佐渡の場合、佐渡島内で妊婦健診を受ける方については、受ける場所は佐渡病院だけになるかと思うので、問題はないと思うのですが、里帰りとかも含めてあったような場合の対応について周知もされているのか、どのようにされているのかお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

曾我保健医療課長。

○保健医療課長（曾我久男君） お答えいたします。

妊婦健診の公費拡大部分ですが、国のほうでは平均14回健診を受けたほうがいいだろうと。それで、国のほうは10月からの予定をしておりますが、新年度、佐渡市では4月から9月分は市単独で14回、5回分は交付税ですが、残りの9回分については2分の1が国の補助金ということで示されておりますので、9

月まではそれを単独で補助していきたいと思っております。

それから、分娩費のほうも国のほうでは10月からでございますが、今医療保険者のほうで38万円で10月から4万円の補助を見ております。これも妊婦健診と同じく、佐渡市としては4月から9月の半年間は市単独で補助したいと考えております。

それから、国の2次補正ですか、の妊婦健診の部分、まだ法案等、国会通っていませんけれども、一応先ほど財政課長申し上げましたように、補正予算で2月、3月分については、何とか市として補助をしてあげたいという方向で今協議しております。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 時間がないので、短目に話ししますけれども、130ページ、131ページの4款の衛生費、9項の火葬場運営費の中の19節、一番下の霊柩輸送運賃補助金50万円についてお尋ねします。

無償でやっていた霊柩車、12月議会で無理やり廃止して、これが計上されたと思いますけれども、この4月から仏様を火葬場へ運ぶ料金が有料になるのですけれども、民間にお願いするということで、料金が幾らになるのか、それとこの手続の方法、3つ目は気になるのですけれども、火葬料2万5,000円は変わらないのかどうかお尋ねします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

木下環境課長。

○トキ共生・環境課長（木下良則君） お答えを申し上げます。

まず、霊柩車の運賃でございますけれども、これにつきましては、今業者の方が4月1日の営業に向けて今準備をしております。といいますのは、車種が3人乗り、6人乗り、9人乗り、それから20人乗りと多種多様でございます。それぞれの料金につきましては、業者の方が先ほど申し上げましたように、今調整をしておるといってございまして、4月1日までは市のほうでもお聞きをして、市民の方にお知らせをしたいというふうに思っております。

それから、手続のほうでございますけれども、死亡届を窓口へ持っていきます。そのときに、業者の方々の一覧表をお示しをしまして、基本的には喪主の方が直接業者のほうへ申し込むというような形になりますけれども、その方法につきましても初めてというようなことですので、できるだけ市民の方が運用しやすいような方法で今調整をしております。

それから、火葬料の2万5,000円でございますけれども、これにつきましては、今現状のまま2万5,000円をお願いをしたいということでございます。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 今のお答えだと、火葬場まで行く料金がまだ調整中だと、これいいタイミングですよ。火葬場へ行ったときの火葬料が2万5,000円、据え置きだと、そのまま。これちょっと見ますと、50万円を計上する、それに合わせて火葬場へ行ったときの火葬料金2万5,000円は据え置きになっていて、さらに仏さん運ぶときに有料で負担かかるわけ。そのようなところが市民が不満を持っているのです。ぜひ今50万円計上されておりますけれども、民間との関係で、あるいは新潟県内調査してほしいのです、火葬料2万5,000円も含めて、やはり軽減、佐渡市が民間にお願いする、そこをお願いしたいのが1点と。

それから、死亡届を佐渡市役所に提出したときに、民間に申し込むという今お話ししたのですけれども、なるべく一発で、死亡届を持ってきたときに、もうすべて終わる、手続上。そういうシステムをぜひつくっていただきたいと思います。お答えいただきます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

木下環境課長。

○トキ共生・環境課長（木下良則君） まず、手続からでございますけれども、手続は死亡届のときに同時に進行させていただきたいというふうに思っております。

それから、料金については、事業者の方がそれぞれ設定をするわけでございますが、火葬料等含めて、火葬料につきましても将来的には3施設くらいに持っていきたいというような計画がございます。その関係で、県内の市町村等々調査しながら、対応していきたいというふうに思っております。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 今のところで引き続きちょっとお聞かせ願いたいのですけれども、補助金で50万ほど盛られておるわけですけれども、これ霊柩車の輸送距離が片道20キロまたは30キロを超えた喪主となっているのですが、片道20キロまたは30キロという言い方もちょっとわからない、片道20キロまたは30キロ、片道が20キロと往復30キロという意味なのか、お知らせ版なのですけれども、それと50万盛ってあるのですけれども、これの歳出根拠というか、上限幾らで、それで片道20キロ超えたら、距離数で補助をしていくのか、それとも片道20キロ超えた時点で、もう車の大きさもなくて、一律幾らの補助ですよという形で50万というものを算出しているのか、その算出根拠をお聞かせ願いたいです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

木下環境課長。

○トキ共生・環境課長（木下良則君） お答えを申し上げます。

片道20キロ、30キロの考え方でございますけれども、先ほど申し上げましたように、車種によって、それぞれ料金、それから距離によって運賃が変わってくると思います。これはなぜかといいますと、基本的には陸運局で設定をした標準単価というものがございます。それを参考に、業者の方々には設定をされるものというふうに思っております。

それで、50万の根拠でございますけれども、これを算出するときに、平成19年度の利用距離数に応じまして算出をさせていただきました。それによりまして、今後運営をしていく中で、遠距離者になれば当然高くなるということになるかと思っております。

それで、個人負担はおおむね片道で高くても2万円程度というふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 今ほど利用者、多くて2万円程度とおっしゃいました。というのは、その2万円というのは、民間の業者が霊柩車を使っていたら、それを使っていた方に請求する額が多くても2万円だろうということだと思っております。

そうしますと、今ほどの説明だと、距離が長ければ長いほどというようなちょっと言い方されたのですけれども、タクシーとかそういう形で距離が延びれば延びるほど補助の額が上がっていくのか、それとも

2万円程度というのであれば、半額、1万が上限ですよと、距離を単価にして距離が伸びれば延びるほど補助の単価はタクシーのメーターのごとく上がっていくのか、幾ら距離が延びてもらっても上限が1万だったら1万ですよという考え方なのか、それとも車種ごとに単価違いますから、それに合わせて細かく細分化して行って、やっていくのか、そのところを簡単にちょっとわかればお聞かせください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

木下環境課長。

○トキ共生・環境課長（木下良則君） お答えを申し上げます。

当然距離が長くなれば、料金は高くなるというふうに予想しておりますし、車のほうも当然大きくなればそれだけ高くなるというふうに予想しております。それで、市民の負担はできるだけ少ない方向というふうなことで考えておまして、20キロ、30キロの基準として今考えておりますけれども、それを超えたものについては、当然補助金を出して補てんをしていきたいというふうに思っております。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） ちょっと何となくかみ合っていないような、できるだけ補助をしてあげたいという、その考え方は大変結構なことなのですが、20キロを超えた場合、それが例えばどれだけかかっても利用者の方の2分の1は補助しますよ、3万かかっても、4万かかっても2分の1は補助します、それには上限がありませんと、かかった費用の半分は確実に見てあげますよ、市のほうでというのか、20キロ超えたら、あとはキロ数によって単価を設定して上がっていくのですよと、それはそのかかった費用の何%に当たるかわからないですけれども、それが8割なのか5割なのかかわからないのですけれども、そういう設定を要はされているのですかということを私は問うておるので、それで、もしその部分がもう設定というか、きちんと設定されているのであれば、もう一点申しわけないけれども、お聞かせ願いたいです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

木下環境課長。

○トキ共生・環境課長（木下良則君） お答えを申し上げます。

おおむね2万円程度を市民の負担の方をお願いをしたいということでございますので、当然それを超えたものについては、市のほうで補助金を出して補てん、補助をしていきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 佐渡市が6万市と同じようにやれということは合併したときから言っているのですが、これにしてもそうだし、さっき何回も質疑に立つので、やめようと思ったけれども、基金の問題にしてもそうだし、何しろ町村のことを引きずっているから、5年もたってからこういう問題が起きておる。これやるのに、もう2年も3年も2人してかかって何千万という金を使って、そしてみんな議会からわけのわからぬというふうに質疑を受けている。

はっきりしておる。これは、まず6万市がどのようになっているか調べてみればわかるのです。それをちっとも調べていない。まず、大体8,000円から1万5,000円が火葬料、6万市調べてみなさい。そこで、あとは霊柩車、ただ距離があるから両津市がやったときと同じようにしてやれば、何にも文句は出てこない。そうすれば、今まで2万5,000円で遺体を運んでいただいて、火葬しておったものが、一遍に安くて4万5,000円、5万円になるとすれば、市民が怒るに決まっておる。もうちょっと市民の立場に立って、

とにかくあなた方はほかの市にインターネットだけで調べてはだめですよ。電話をして聞けばいい、ところが電話一本できない、そういうふうなことでは、よく状況が調べられない。だから、こういうことになるので、原則は今課長が言ったことはそれでいい。しかし、市民からすると、幾らどうしていいかさっぱりわからぬ。役所へ行ったら、大体これからは島外から帰ってきて、佐渡市の人がわからない、長男が帰ってきて、急に亡くなったので、お父さん、お母さんの葬儀をしなければならぬというものが大部分だ、言ってみると。そうしたときに、役所へ行ったら親切に、いや、火葬料はこうですよと、ここまでなら幾らですよと、では私のほうで連絡してあげますよと、このぐらいのことをやってあげなければだめではないですか。それをあなた方、勝手だと。金額は倍になる、それから親切さが欠ける、住民サービス落ちるに決まっているのではないですか。こんなことやれば市民は怒りますよ。だから、これをもうちょっとわかりやすく説明する、今説明しろと言ったって、それ以上の説明はできないと思うけれども、この議会中に、一般質問終わるごろまでに各地域、およそ地域には幾らかかりますよと、そしてどういうふうに補助しますよと、補助金はどういうふうにしてもらいますよということをきちんと市民に説明できるようにしてもらいたいと思うけれども、このことについて答弁を求めます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

木下環境課長。

○トキ共生・環境課長（木下良則君） お答えを申し上げます。

先ほど申しあげましたように、あくまでも自動車の運行料金につきましては、業者の方が設定するのが原則でございます。したがって、市民の方々はそのあたりを非常にお待ちになっていると思いますので、業者の方と早急に連絡をとって、なるだけ早い時期に市民の方へお知らせをして、そういった補助制度についてもご忠告していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 課長、市民の立場になった説明をしてもらわないとわからない。まず、私の両親が亡くなった、両津支所へ行った、火葬場の手配をお願いします、霊柩車の手配をお願いします、では、ここへ電話してあげますよと、だから私のところから幾らですよと、はい、わかりました、ではお金は幾ら払えば、どこで払えばいいのですか、こうですよと、ここまでやってやらなければだめですよ。それを業者の方へお願いしますなんて、そして業者の方にはもうちょっと安くしてやってくれと、火葬料はほかの市に比べて倍近くもらっておるのだから、運行料をもうちょっと安くしてもらえぬかと、何でもこういうお願いができないの。それが公取委にひっかかる、とんでもないですよ。市民の立場でお願いするのだから、何でもそのぐらいの親切ができないか。これからますます住民サービスが低下していくのだ。まだほかにも保育所の統合、学校の統合もやらなければいかぬ、我慢をお願いしなければいかぬ、その分だけ別の形で市民に手厚くしてやらなければだめではないか。金の問題だけではない、そういう親切さがなければだめではないか。自分が新潟から帰ってきて、東京から帰ってきて、さあ、葬儀を挙げなければならぬと言ったときに、どうしたらいいかわからぬときに、それをきちんと手配してやるのが役所ではないの。霊柩車は関係ありませんから、そこに表がありますから、勝手にどうぞと、そんなことはだめですよ。

しかも、火葬料金は全国一とは言わないけれども、私が調べた6万市の中で一番高いですよ。霊柩車は幾らか私はわからない。しかし、これにしても、市民が支払うのは今まで2万5,000円でやっておった

ものが、今の答弁だと最低で4万5,000円だということから、5万、6万ということだってあり得る。これをお願いするということは大変なことなのです。その部分はきちんとほかのサービスでカバーしてあげます。鉄砲放したような仕方はだめですよ。一番悲しいときだ、結婚式は予定が立てるのです。私も年老いた両親を2人抱えているけれども、これだけはいつ来るかわからないのですよ。しかも、佐渡に住んでおればいいけれども、今見ていると、都会に住んでいて、こちらへ帰ってきて葬儀を挙げなければならぬ人が多いのですよ。そういう市民の立場、困っている人の立場、例えば公取委とけんかしようが、それから少々我慢して条例を改正しようが、どんなでもできるではないですか。自分たちの勤務時間を8時間から7時間45分にするのは簡単にしておいて、市民が困っておることについてはご勝手にでは、これは市民は納得しませんよ。もうちょっと今まだシステムがあなた方はできていなければできていなくてもいいけれども、一般質問終わるぐらいまでにきちんと河崎の方はこうですよ、それから畑野の方はこうですよという例ぐらい挙げて市民に説明できるぐらいにしてください。議長、そのような説明をきょうはできなくても求めたいと思うのですが、その辺、指導をお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 一般質問終了までにできるかできないかはわかりませんが、いずれにしても、きっちりと方向をとらせませす。

小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 関連して1点だけ結論をお聞きしたい。

私は、この条例そのものを廃止することを反対した立場の者であります。今のような混乱が起きるわけでありませす。市民にとっては大変なことだと私は思っています。今の結果を聞きますと、2万円間違いないわかります。そして、それにプラス距離数によっては、もっと負担がふえるのではありませんか。そのことを確認して、見ている住民は大変にこれ関心持っていますと思ひます。私が歩いて、方々で賛成する人、一人もおりません。当然なことだと思ひますが、ですからそういう意味で2万円以上上がるのではありませんか、その確認だけいたしておきませす。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

木下環境課長。

○トキ共生・環境課長（木下良則君） お答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたが、車種によって3人乗り、6人乗り、9人乗り、20人乗りと当然料金が違ってくると思ひます。それで、2万円というのは平均的なものを予測しての数字でござひませす。したがひまして、2万円を超えた部分につきましては、補助金でカバーをして、それを超えないように市民の方の負担を軽減していきたいということとござひませすので、よろしくお願ひいたします。

○議長（竹内道廣君） ほかにありませすか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めませす。

次に、5款労働費及び6款農林水産業費についての質疑を許します。

小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 1点だけお聞きをしたいのでありませす、149ページの埋設農薬の関係、それについて2億円ですか、予算計上されておひませす、これはどこの箇所でありませすか。

そして、一遍に聞いておきますが、2点目には私は過般の本会議でも質問して、箇所数の確認をいたしました。これを実施をしますと、あと幾つこういう格好で埋設農薬箇所があるのか、そしてこれ見ますと1カ所2億円だと思いますが、違ったら訂正してください。かかるわけであり。そして、差し引き計算しますと、先ほどの歳入との差し引きをしますと、2割5分は市が負担するようになるようであり。裏から回る金があれば別であります。そうすると、これでありと、5,000万を負担してやるということで、結果は私は差し引き計算するとなるのではないかと思います。あと何カ所あって、どういう格好で、計画で処理をしていきますか。これは住民は大きく新聞で報道されました。佐渡市にある箇所数も、全県下の状況、全国へ報道されましたが、関心を持っているわけです。ですから、佐渡市がこのことをやることは非常に歓迎するところであり。あとがどうなっていくのか、費用と残り箇所、それをどういうふうで解消していくか、その計画について、あわせて一遍にお聞きしますので、答弁を願いたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

まず、地区ですが、これ小木地区でございます。それで、費用については約2億円で、4分の3が県から補助をいただき、残りが市の持ち出しということになります。あと地区数ですが、あと岩首地区を去年ですか、実施させていただきまして、残り8カ所ということで、これについては、今のところ計画は未定でございます。

○議長（竹内道廣君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） やめようと思ったのですが、恐らく本来であれば、これは国が認可をした農薬であります。それで、廃棄をさせたのですから、国が当然責任を持つ、全額責任を持って一手にやらなければいかぬ、環境問題で、性格の事業だと思います。ですが、なかなかいかぬということですが、今後について、今の話ですと、見通しはないような答弁であります。積極的に取り組む必要があります。そのあたりはどうですか、これから頑張らなければいかぬのではありませんか。これは一般質問ではありませんので、意見であります。ぜひその取り組みをしていただく必要があります。そのことを申し上げておきたい。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 151ページ、米の販売戦略推進事業3,700万、昨年2,000万だったので、これは大事な施策で2倍近い増額は評価しますが、その中で下から3つ、佐渡米販売体制構築補助金、冬期湛水団地化実証事業補助金、内容をいずれも教えてほしいのですが、朱鷺と暮らす郷づくり認証制度補助金、3つ内容を説明いただきたい。

その下、地産地消推進事業、これ新規だと思うのですが、内容を教えていただきたい。

あと1つ、産地づくり交付金対策事業なのですが、この内容と減反の割合との関係を説明いただきたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

まず、151ページの米の販売戦略推進事業の下の方の3段目の佐渡米販売体制構築補助金、これは今



のところ関東地区に随時拠点をつくっていききたいというようなことを考えておりました、そこに充てたいというふうに思っております。

あと冬期湛水の団地化実証につきましては、ことし3団地、それをまた2団地ぐらいふやしていきたいということでございますし、認証米制度の補助金については、これは認証米をつくっていただいたところに市として補助すると、米に対する補助という……

〔それはわかっている、内容を教えてほしいと質問しているんだ。内容を教えてくださいと〕と呼ぶ者あり〕

○産業観光部長（佐々木正雄君） 今から。1俵1,500円程度の補助を考えております。

〔冬期湛水の内容を教えてほしいと言っているんだ。10アール当たり幾らで、何町歩分かという内容〕と呼ぶ者あり〕

○産業観光部長（佐々木正雄君） 済みません、その数字については、では課長のほうから報告させていただきます。

あと産地づくり対策事業につきましては、これは市かさ上げ分の補助金でございますので、内訳については課長のほうから説明させます。

〔「地産地消」と呼ぶ者あり〕

○産業観光部長（佐々木正雄君） 1つ落としまして申しわけありません。地産地消推進事業補助金につきましては、これについては地産地消のいわゆる生産をする部門です。つくってもらう部門で一応価格保障的なもので補助金を出していきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 補足説明を許します。

金子農業振興課長。

○農業振興課長（金子晴夫君） 補足してご説明申し上げます。

まず、冬期湛水の実証事業であります。10町歩規模で1反歩を1万円、それで4団地を予定をしております。それに冬期湛水をやりますと、冬期、一応ポンプが全部閉まった後、もう一遍ポンプをかけてもらう、そういうことでかかり増しがあります。その分として60万円を計上して460万を見積もっております。

それから、産地づくり対策の件でございます。今まで国から来る交付金に市のほうでプラスアルファをして対策をとっております。現在考えておりますのが、まず組織化団地化助成ということで、ソバ、大豆、飼料作物等に6,000円から7,000円ぐらいの1反歩当たり、プラスアルファで助成をしたいと、そういうふうに考えておりますし、振興作物、これソバ、大豆、飼料作物でございますが、これも1反歩当たり2,000円ぐらいの上乗せをして持っていきたいと考えております。それから、高品質米の土づくり事業助成ということでございます。これは農家が水田に土づくり資材を投入するときの、そのためのかかります経費を助成をしたいと。できたら1等米比率を90%ぐらいに上げていただきたいと、そういうふうな思いで助成をさせていただきたいと考えております。

それから、いわゆる集落調整に係る経費でございます。集落農家当たり幾らとか、今までやってきたような集落にお支払いする経費等々を予定をしております。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 後で詳しいのを表でもらいたいですね。冬期湛水が10アール1万円出して10町歩と言いましたか、違うでしょう。冬期湛水、1反歩5,000円でしょう。

〔「冬期湛水実証事業」と呼ぶ者あり〕

○25番（近藤和義君） これ違うの。

では、1反歩4,000円、5,000円、これはどこに入っているか、1つ。

それから、地産地消がよくわからなかったのですが、後で聞きますけれども、市長の公約である学校給食を100%にしたいというやつのJAが半分、それから市が半分、差額補てんしているのは、これと違うのですね、どこに入っているか。

それと、産地づくり交付金の中で、その事業の中で、今までは半分ぐらい転作の緩和がありましたね、減反の。それが面積がふえたので、緩和が少なくなったのですが、それとの21年度の関係はどうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子農業振興課長。

○農業振興課長（金子晴夫君） お答えいたします。

冬期湛水の普通バージョンであります。ことしは約800町歩、それで1反歩1,200円を計上しております。

それから、特別栽培に対するいわゆる5割減なのですけれども、の助成といいますか、転作のほうの実質緩和になるのですけれども、それもことしは4.95%の緩和をしないと、そういうふうに考えております。

それから、地産地消で今回考えております200万は、4品目ぐらいの品目について一定の要件を満たす栽培をして、一定の品質の品を一定量つくっていただく、そしてそれを当然給食とか市場にも流していただく、一定の生産から流通までをやり切っていただくと、そういうことについて1反歩10万ぐらいの底打ちをして、1回生産から流通まで全部流してみようかと……

〔「1反歩幾ら」と呼ぶ者あり〕

○農業振興課長（金子晴夫君） 1反歩10万です。これは本畑に置いて1反歩10万円ぐらいでお願いをしたい。ただし、生産から流通まで、生産経費も調べてほしいし、流通の仕方もずっと追いかけていってみたいと、そういうふうな事業を取り組んでみたいと、そういうふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） その地産地消は給食専用向けですか、相手先は。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子農業振興課長。

○農業振興課長（金子晴夫君） お答えいたします。

当然学校給食にも流していただきます。それから、そのほかのそういう給食、病院もありましょうし、そういうところも流していただきますし、恐らくそれだけだと消費数量が少なからうと思いますので、市場にも流していただきたい、あるいはどこか我々が上手に売り先見つけたら、そこにも流してみたい、そういうふうな思いです。それが一定のところへ流してくれと、そういう意味であります。そういうふうにして、実際に生産から流通、消費まで1回ずっと一定品目について追いかけてデータをとってみたいなど、こういうふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） 本当は予定はなかったのですけれども、今ここまで来ますと、やはり基本的なところをしっかりといただかないというふうに思います。今米の販売戦略で議論がなされております。これ予算がつくことが何か目的のようなことを言われておりますけれども、では、これは販売量を金額としてどのくらい売り上げようとしているのか、そこに基づいて事業計画は立てていただきたい。

それから、今言われる地産地消、実証にしても、4品目などという、そんなやわらかい話ではだめです。もう少ししっかりした形で品目やってください。全く取り組みの仕方が、予算がつくことが目的のような格好なのです、これ見ると。何をするか、成果がどうなるのかでしょう。そこをしっかりと示してください。そのことがこういう販売戦略になっていくのではないですか。こここのところ、だれが答えてくれる。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子農業振興課長。

○農業振興課長（金子晴夫君） お答えいたします。

まず、米の販売推進についてであります。ことし認証米を恐らく約3,000トンか3,500トンぐらい流通にかける必要があろうかと思っております。まず、これを我々は先頭に立てて、残りの2万2,000ないし2万5,000という佐渡米総量を売り切りたいと、そういうふうに考えております。今の転作制度、生産調整制度は、ご承知のように売れ残ると次の年から、いわゆる割り当て数量が来ません。これを佐渡米の場合ですと、1%落としますと約9,000万から1億の真水が消えることとなります。まずもって、我々としては売り切る、いわゆる売り立てにかかる玉が大体恐らく総量で2万5,000トンぐらいなのですけれども、これを確実にその年度に早期に売り切ると、これを第1目標に掲げて今取り組んでいるところであります。当然出てくる認証米3,000ないし3,500トン、これもそれなりにできるだけ有利に販売をしようと今努力をしておるところであります。

それから、地産地消関係の4品目であります。当然島内で消費される野菜等々、非常に多品目にわたるのですけれども、申しわけないのですが、同時に手を挙げてもなかなか思うようにいきません。そういうことで、とにかくできるだけ日もちがするといいますか、流通が楽で、しかも確実に消費数量の見込まれる品目について、まず実施をしてみたいと。それから、その結果を見ながら、順次広げていきたいと、そういうふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） まず、今のような話があって売り切るのだというのであれば、その数字を前に出して、そしてこの予算づけをしたのですよと、必ずやりますよというものができてこなければ、緊張感全くないのです。まず、これから予算編成については、そういう予算編成をしてください。そうでなければ、少しも受ける側も、あなた側も全く緊張感がない。そうすれば、もっともっといい話が出てくるはずなのです。だから、少しも前に我々に響くものがないのです。この予算の中から残念ながら響いてこない。今200万円の地産地消の実証、1反歩10万ぐらいという話が出てきました。これそうすると、2町歩ぐらいしか今回のものには予定していない。これで農家にして何軒ぐらいにお願いするのですか、このお願いをする数は。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子農業振興課長。

○農業振興課長（金子晴夫君） 取り扱う品目にもよるののですけれども、ご指摘のとおり、2町歩を考えております。恐らく8軒から10軒ぐらいの方にはお願いをしないと、さばけないのではないかなと、そういうふうを考えております。できたら、ある程度の規模の大きい方がとつとつってほしいのですけれども、そんなに有利な仕事でもないような感じでありますので、最初はやっぱり10軒ぐらいになろうかなというのが我々の見方であります。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） これ今現実に自分で野菜をつくって直接販売をしている方々がいるわけです。こういう方々の考えておる方向も、やはり聞き取りながらやっていただかないと、あなた方のペースでは、悪いけれども、時間がかかってしょうがない。もう現実におれたちは野菜をつくって島内に販売をしていくのだと動いている人だっ見えるわけです。実際に売っている人たち見えるわけです。そういう人たちの考え方というものをしっかり聞いて対応してください。ちぐはぐなことはだめです。1本の線にしてください。そして、あなた方がこの場で言ったのだから、米は売り切れるのです。これは約束ですよ、よろしく頼みます。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費の質疑を行います。

臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 175ページについて若干お伺いしたいのですが、まず産業立地・人材養成等支援事業というのがございますが、これは貸付金ですが、この事業の具体的な中身をお伺いしたいのと、これもそうですし、それから地方産業育成資金貸付金、緊急住宅建設資金貸付金、産業振興資金貸付金、住宅建築等促進資金貸付金とありますが、地方産業育成資金については3億のうち1億は県からの一時借入れで対処しておるのだと思いますが、これが収入には貸付金元利収入となっております、いわゆる元金しかのっていないのです。そうすると、これは無利子貸し付けなのか、それと、この財源は一部一時借入れが含まれるのか、あるいは全く一般財源で充当するのか、その辺についてお伺いをいたしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

一番最初の産業立地・人材養成等支援事業費貸付金でございますが、これにつきましては、ことし産業立地計画書をつくりまして、これは国の補助をいただいて、企業誘致のための人材育成をしたいということで、これ事業主体が市ではできないものですから、商工会にお願いしまして、まず最初はコールセンターのいわゆる人材育成、研修をやりたいということで計画しているものの貸付金でございます。補助金が後で入ってくるということでございますので、先に貸付金として出していくということでございます。

あと利子補給等につきましては、財政のほうからお願いしたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 言ってくれますか。回数に数えませんが、もう一回言ってください、では。

○4番（白杵克身君） 資金の3億は貸付金のついでですね。そのうち1億は一時借入金なのです。それを現状終わる前に1億まで貸付金元利収入でそれを返したということですね、一時借入れですから1年で返す。そうすると、ほかのところを見ていると、緊急住宅、産業振興とか、こういう資金は一般財源をもとにして貸付金をするのか、その中に一時借入れも含まれるのかということを知っているのです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） 県からの借入金については無利子でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午後 6時14分 休憩

---

午後 6時18分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

172ページ、173ページに関連するところですが、これにつきましては制度としては預託として貸し付けして、年度当初に貸し付けして年度末にそのお金が入ってくるということ……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○産業観光部長（佐々木正雄君） この財源内訳のところ、その他というところがございまして、これは財源としては返ってくるお金を財源としているのですが、差し向き貸し付けるお金の工面は財政課のほうでどのようにしているかは財政課に答えていただきたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

貸し付けるお金については、一般財源のほうから支出してございます。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） そうすると、産業育成資金のやり方とは違うということで理解すればいいわけですね。

それと、先ほどお聞きしたのですけれども、これは元利収入を見ると、元利収入になっておるけれども、利子はない、いわゆる貸し付けにそのまま元利収入の元金だけが収入になっておるわけですね。そうすると、これは無利子で貸し付けるということなのですね。そうすると、産業育成資金も従来から無利子でしたか。元利収入に利息分がのってくるのではないかと思うのですが、その辺の途中で制度が変わったかどうか、私昔の感覚で言うておるものですから、当然元利収入ですから、利息が貸し付けて、あるいは利息がつくものであれば、元利収入、利息分が元金と足してのってくる、これについてお聞きいたしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

産業育成資金について、貸付金は、これは商工会に預託する貸付金で……

〔「そうじゃない、要は利息がついているかついていないか」と呼ぶ者あり〕

○産業観光部長（佐々木正雄君） 利息はついてございません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午後 6時22分 休憩

---

午後 6時23分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

預託金の利子については、つけてございません。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

次に、第8款土木費の質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 188、189ページをごらんください。188ページ、6項街灯維持費について、平成20年度、前年度は4,050万、270万円減にして平成21年度当初予算は3,780万円です。これ189ページを見ますと、11節需用費、街灯管理費として内訳の光熱水費、今度は電気料を聞きます。先ほどは修理費だったのですけれども、電気料3,200万円についてお尋ねいたします。防犯灯の電気料は幾らなのか、道路照明の電気料は幾らなのかお尋ねします。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午後 6時25分 休憩

---

午後 6時26分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

21年度予算の光熱水費として3,200万上がっていますけれども、その内訳につきましては、まだ集計していませんので、後で委員会等で報告したいと思います。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） では、後で資料を渡していただきたいと思いますが、その電気料3,200万円ですけれども、調べてみますと、平成20年度当初予算が光熱水費は2,800万円、平成20年度で補正で400万円やっていて、合計しますと3,200万円と、ぴったし何とそのまま、平成21年度当初予算に計上されています。これぴったしなのです。大体そうなるだろうという考えでこの電気料を計上したのかどうか、数字の根拠を教えてくださいたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

平成21年度の光熱水費につきましては、平成20年度の12月現在の蛍光灯、水銀灯の総数を含めまして、その時点の東北電力からの請求等を勘案して料金を設定しました。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） もう3回目です。どちらにしてもこの当初予算、電気料、3,200万円というのは、これ調べてみますと平成16年以降、一番高い予算であります。この電気料を減らす努力というのは、これ調べてみますと平成16年以降、一番高い予算であります。この電気料を減らす努力、検討されたことはありますか。電気を使わないということではなくて、この電気料を減らす努力、検討されたかどうか、検討されたことがなければ、後日中村良夫が3月11日、午後1時半、提案をさせていただきたいと思いますが、お答えをお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

電気の節減につきましては、常時器具の取りかえ、点滅灯とかそういうのにつきましては、常時点検していますし、これからもこの4月1日から予定していますが、それにつきましては、また別です。

それだけで終わります。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第72号 平成21年度佐渡市一般会計予算についての質疑を終結いたします。

議案第73号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番(中川直美君) 国保については、本算定時に厳格に決まるわけですが、当初予算で見ると、ページ数でいいますと10ページ、国民健康保険税であります。前年度と本年度の比較で見ると、本年度は減額をするわけですが、単純計算でいいますと1万1,262世帯だそうであり、国保税そのものが1万728円下がるという方向をこの当初予算では示しているわけですが、具体的に言いますと、一般被保険者でいうと世帯当たり、1人当たり幾らになるのか、また退職者被保険者になると世帯当たり、1人当たり、現時点では幾らになるというふうに考えているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長(竹内道廣君) 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長(佐藤弘之君) お答えします。

議員ご質問の保険税なのですが、この比較増減は前年度の当初予算との比較という形で、世帯比較等は実際は行っておりません。この内容につきましては、ご承知のとおり退職被保険者と一般被保険者の人数が20年4月の段階から随分変わっておりますので、具体的にその世帯比較、個人当たりの比較というのは今のところまだ行っておりません。本算定時までには正確なものが出ると思います。そういうことで、現時点では前年度当初予算の比較で出させていただきましたと、そういうことです。よろしくお願ひします。

○議長(竹内道廣君) 中川直美君。

○2番(中川直美君) もちろんおっしゃったとおり当初予算比で、本来国保でいうと本算定の比較が勝負になるわけですが、ただこの議案に対してどういう態度をとるのかということがあるものですから、お聞きをしたところです。ご案内のように、市長を始め多くの方言っているように、この深刻な雇用と不景気の中で、例えば離職された方が国保に入るとか、そういった状況も多々予想できるわけですが、この当初予算でいうと、21年度は引き下げの方向だというふうには私には見えるのですが、引き下げの方向に踏み切るという理解でよろしいでしょうか。

○議長(竹内道廣君) 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長(佐藤弘之君) お答えします。

先ほども言いましたけれども、本算定になってみないとということが正直なところなのですが、当然今の経済状況というのは大分厳しいということは私どもも認識しておりますので、先ほどの20年度の繰り越し見込み等でも申しあげましたとおりに、そういう財源をフルに活用しながら、また本算定時の医療費の動向等を勘案して決めていきたいと思ひますし、できるだけ保険税が高額にならないように考えてはおりますので、よろしくお願ひします。

○議長(竹内道廣君) 中川直美君。

○2番(中川直美君) 今の答弁ですと、引き下げの方向で努力をしたいということなのですが、市長はどのような指示を出しているのか、市長、お答え願ひしたいと思ひのですが。



○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 慎重に検討しているらしくて、私のところまではまだ資料が上がってきておりません。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第73号についての質疑を終結いたします。

議案第74号 平成21年度佐渡市老人保健特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第74号についての質疑を終結いたします。

議案第75号 平成21年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第75号についての質疑を終結いたします。

議案第76号 平成21年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 保険料の条例のところでもお話をしましたが、今年度の介護保険見てみますと、歳出では保険給付等地域支援事業が97%から98%近く占めるわけです。それに合わせて保険料が決まってくるわけですね。そういった点でいいますと、例えば21年度は保険給付費等の伸びが約10%ですね。この予算書で保険料全体でいうと伸び率は20%になっているわけで、合っていないわけです。つまり給付費が10%伸びたので、保険料も十一、二%伸びたというのなら整合性があるのですが、その辺がどうなのか。

それと、もう一つは、3年の事業計画のスパンの中で保険料を決めているわけです。先ほども答弁ありましたが、多機能のものとかグループホームみたいなのもやっていくという。3年間の中でやっていくわけで、今年度、この21年度の中にそういったものを整備していくのかどうかどうなのかがちょっとわからない。ですから、全体像を示していただかないと、この介護保険料がこれでいいのかということも介護保険会計がこれでいいのかということもちょっとわからないわけですが、そういった点では介護保険の事業計画はどのようになっているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） それでは、議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、後段のほうで出てきましたが、21年度からの施設整備の関係で21年度から具体的なものはどうかというお話ですが、これについては、今のところ私も民間の方々をお願いをして、あるいは社会福祉法人の方をお願いをして、いろんな形で施設の整備をお願いをしている状況でございますので、21年度に即これができるというようなところまではまだ今の現時点では見通しが立っておりません。ただ、今年度末

に畑野のグループホームができるのは皆さんご存じかと思いますが、それでございます。

それから、事業計画でのお話でございますが、これらにつきましては、私どものほう、なるべく早く冊子のほうをつくりたいということで今鋭意審議会のほうで議論をしておるわけでございますが、これについては今年度中に審議会で答申をまとめまして、市長のほうへ提案をして計画のほうをお出しをしたい。そうしましたら、今お尋ねの中身のところにも内容等がおわかりになるような形になるのではないかなと思います。

それから、先ほどのお尋ねがありましたが、給付費の伸びのパーセントと介護保険料の伸びというようなこともございましたが、これにつきましては、先ほどもご説明をさせていただきました給付費の伸び以外にも地域資源事業費の若干の伸びもございます。そういう点、必ずしもこの予算書の20%と10%というものではちょっと割り切れないものもございますが、その辺具体的に内容等どうかといいますと、私どもも今細部の資料等持ち合わせておらないので、うまく説明はできませんけれども、説明できるようにこれからもしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） ちょっと頭が悪くて余りよくわからなかったのですが、つまり、まず前段の施設整備の関係です。多機能だとかグループホームだとかというのは、まだ今答弁の話だと、3年間のスパンの中にこれとこれをやりたいという希望はあるが、民間の事業者なども含めてやってもらうところはまだ決まっていないが、やるという前提で介護保険の事業計画の事業枠を決めて保険料を割っているという理解でいいのだろうかと思うのですが、それでいいのかということ。

それと、もう一点は、我々例えば今年度予算でいうと、給付費関係、給付費と地域支援事業で97%ですよ、ほとんど占めるのです。それに見合った保険料というふうに考えるのが妥当になってくるのだけでも、先ほど言ったように10%の伸びに対して、この予算でいうと20%多く伸びていると。所管の委員会で詳しくやるのですが、そういった意味も含めまして、要するに全体でいいますと3年間のスパンで保険料を決めているのですから、この3年間の枠を示していただかないと、この年度の介護保険の会計もなかなか見れないというふうに私ども思うのですが、ぜひ所管の委員会に出すのと同じようにほかの委員会、委員にも出していただきたいなと思います。

それと、もう一点は、先ほども言いましたが、第3期の介護保険の改正で介護の取り上げが全国的に進んだと言われております。保険あって介護なしという言葉がよく一般に言われておりますし、テレビなどでも介護難民ということも言われております。そういった点も含めて言いますと、この深刻な不景気の中で高齢者の中に、例えば示された保険料でいうと27%も上がると、わずかな年金の中からその保険料を払うわけですから、本当に大変な方出てくる。そして、利用料の負担も大変になってくる、そういった方々に対するケアしていく必要あるのではないのでしょうか。県内では、保険料の減免や利用料の減免やっています。やると、皆さん方たくさんのお金が必要なのではないかというふうに思っているのかもしれませんが、実績を見ると、額としてはそれほど大きな額ではなくて困った方を救済しているわけですが、そういったところの取り組みはこの深刻な不景気の中、どのような取り組みをするのかお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの施設整備の関係でございますが、私ども21年度からということで3年間の中に施設整備を目指していきたいということを申し上げました。これらにつきましては、20年度の今現在からもそうなのですが、民間の方々あるいは社会福祉法人の方々に個別にこういうものができるかどうかと、例えば地域密着型の整備、ミニ特とか、そういうグループホームができるかどうかというようなことを個別に当たっておる現状でございます。ですから、そのあたりの確証が得られた段階で、また皆様方にお知らせできるようなことがあるかと思しますので、今の時点ではどこまでということにはちょっと申し上げられないのですが、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、2点目のことでございますが、わかりやすい指導ということにつきましては、委員会のほうに詳しいものを出させていただきたいと思し、今また議員のご指摘もありましたので、そのあたりの資料は整備をさせていただきたいと思します。

減免につきましては、私どもの考えますのは今のところ天災等での減免というようなことを考えておるわけでございます。これらは県の指導等もありますので、それらに付随しまして、これから、原則はそういうことでございますが、私ども今考えるのは天災での減免というふうに考えております。よろしくお願います。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 1点だけお尋ねをします。

今のお話ですと、例えばいろんな施設ができると、そこに介護保険使って入ると、入るから、給付費ふえるからということで逆割りしているわけですよ、保険料を。ところが、今のお話ですと、まだそういったものは決まっていないが、とりあえず多分数値はあるのだと思うのです。どういう施設は幾つかとあって、そこにその施設ができたならば、使うから保険料を上げざるを得ないという根拠で今回の保険料は算定されているというふうに理解をしてよろしいですか。結局そのことによって、もしそれができなければ保険料取り過ぎているという格好になると思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） はい、お答えいたします。

施設整備につきましては、中川議員のご指摘もありましたように、取り組んでいけるものを全力で第4期中に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第76号についての質疑を終結いたします。

議案第77号 平成21年度佐渡市簡易水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第77号についての質疑を終結いたします。

議案第78号 平成21年度佐渡市下水道特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第78号についての質疑を終結いたします。

議案第79号 平成21年度佐渡市土地取得特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第79号についての質疑を終結いたします。

議案第80号 平成21年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） これは初めての特別予算なのですが、これ先ほど私もちよっと言いましたけれども、これ見てください。1億7,900万、これが果たして必要な特別会計なのかどうなのか、放送局は幾つあるかが第1点。

第2点目は、この番組制作費、施設管理費、施設管理費だけでも6,000万、これはこの特別会計はいつまで続ける予定でこの会計をつくったのですか。

その2点について聞きます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小橋情報政策課長。

○情報政策課長（小橋徹磨君） お答えいたします。

この特別会計につきましては、視聴者から使用料ということで月1,500円いただいております。これを財源として、事業の収支を明らかにしたいということで作成させていただいたわけでございます。1億7,000万という収支でございますが、これにつきましては一般管理費、人件費、それから番組制作費、それから施設のケーブル関係の維持管理費が必要だということで計上させていただきました。会計の年度につきましては、今未定でございますが、3年、4年のスパンで考えております。といいますのは、今回特別会計にしたわけでございますが、やはり収支を長期的に見たときに、現在の使用料が適正な使用料かどうかということも一つの特別会計の中で検討していかざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

〔「局は幾つあるの、局は。局は2つ、今1つ。制作局は。羽茂もまだ残っているの、それとも真野と一緒にあったの。局」と呼ぶ者あり〕

○情報政策課長（小橋徹磨君） 局につきましては、今真野1局でございます。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） これ市長も聞いていただきたいので、私は数年前からこれは早目に佐渡テレビと、佐渡テレビの番組を買うかどうかするかしないと、この必要なものだけうちは時間帯持っておればいいのか、こんなお金を出す必要はないのではないかと、こういうふうに何度も質問してきたわけですが、今小橋課長のお話ですと、三、四年のスパンということは地デジが来たら、これがいずれな形にしる、島内のケーブルテレビと一緒にするというふうな理解でいいのかどうなのかが1点、なぜそれま

で待たなければならないのかというこの2点について聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小橋情報政策課長。

○情報政策課長（小橋敏磨君） お答えいたします。

今回の特別会計につきましては、将来的に1局というお話をいただきましたけれども、指定管理の導入ということも視野に入れながら検討をしていきたいというふうを考えております。

それから、デジタル放送に切りかわったときということになりますが、今ごらんのデジタル放送11チャンネルということで枝番で1番、2番というのがありますが、その中で民間の佐渡テレビ局と市の経営していますCNSというチャンネルというふうに2つを分けて放送させていただいておりますが、ケーブルテレビ局といいますのはやはりチャンネルが命でございますので、そのあたりは今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） これもやはり市民がわかりにくい説明だと。要するにいずれにしても、佐渡市のテレビは必要なくなるというか、どっちかに、佐渡テレビと佐渡市のテレビがどういう形にしろ一本化しなければやっていけない、それをただずるずる、ずるずる先に延ばすだけ、無駄な金を使っていると、これははっきりしておるわけで、もっと明確にいずれやらなければならないのなら期限をいつまで切って、これは暫定的に特別会計を組んだので、何年先にはいずれにしても、どっちかにしろこういう形になりますと、こう市民に説明しなければ、今のようなことを言っておったのでは何をやりたいのかさっぱりわからない。

もう一度聞きます。もしあなたができなければ副市長か市長でもいいのですが、要するにこの特別会計は数年間の暫定のものであるということが第1点、そしていずれにしても佐渡テレビと佐渡市のテレビが統合しなければならない、これをどういう形で統合するか、急ぐとか、もっとわかりやすい説明を市民にしてもらいたいと思うのですけれども、このところをしっかりと説明してください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

親松副市長。

○副市長（親松東一君） 現在平成20年の予算は一般会計の中に入っております、そういう意味ではケーブルテレビがどれだけの収入があって、どれだけの支出があるかというのはよくわかりにくいというようなことがありました。それで、それでは指定管理あるいは第三者にゆだねることが一体どれくらいの経費でどうなるのだかというのがわからないということがありますので、21年度につきましては、特別会計を設置をして収支をはっきりさせると、収支をはっきりして市民の皆さんから確認をいただいた後、できたら、これは私の考えですが、指定管理というようなものに出すという、その前提で今回特別会計を設定をしたというように私認識しております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第80号についての質疑を終結いたします。

議案第81号 平成21年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第81号についての質疑を終結いたします。

議案第82号 平成21年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第82号についての質疑を終結いたします。

議案第83号 平成21年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第83号についての質疑を終結いたします。

議案第84号 平成21年度佐渡市二宮財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第84号についての質疑を終結いたします。

議案第85号 平成21年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算についての質疑を許します。

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第85号についての質疑を終結いたします。

議案第86号 平成21年度佐渡市真野財産区特別会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第86号についての質疑を終結いたします。

議案第87号 平成21年度佐渡市病院事業会計予算についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第87号についての質疑を終結いたします。

議案第88号 平成21年度佐渡市水道事業会計予算についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 2ページの資本的収入のところですが、損益勘定留保資金から5億6,194万円で補てんするということですが、現在この損益勘定留保資金というのは幾ら残高があるのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

ただいま資料をちょっと持ち合わせていませんので、後でお答えしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第88号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第88号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

---

日程第7 請願第1号から請願第4号

○議長（竹内道廣君） 日程第7、請願、陳情の委員会付託を行います。

本定例会における請願第1号から請願第4号までについては、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

---

○議長（竹内道廣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の議会は、明日3日火曜日午前10時から代表質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後 7時01分 散会